令和7年第4回能登町議会6月定例会議 会議日程表

6月6日から6月17日（12日間）

日程	月　日	曜	開議時刻	会議・休会その他	
第１日	６月　６日	金	午前10時00分	本　会　議	開会 会議録署名議員の指名 諸般の報告 議案上程 提案理由の説明 質疑・委員会付託 請願上程・朗読・委員会付託
第２日	６月　７日	土		休　日	
第３日	６月　８日	日		休　日	
第４日	６月　９日	月		休　会	予算常任委員会
第５日	６月10日	火		休　会	
第６日	６月11日	水		休　会	総務産業建設常任委員会 教育厚生常任委員会
第７日	６月12日	木		休　会	
第８日	６月13日	金	午前10時00分	本　会　議	一般質問
第９日	６月14日	土		休　日	
第10日	６月15日	日		休　日	
第11日	６月16日	月	午前10時00分	本　会　議	一般質問
第12日	６月17日	火	午前10時00分	本　会　議	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

開　会（午前１０時００分）

開　　議

議長（金七祐太郎）

ただいまから、令和７年第４回能登町議会６月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は１２人で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本定例会議の会議期間は、会議日程表のとおり本日から６月１７日までといたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（金七祐太郎）

日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２２条の規定によって、

１４番　鍛治谷眞一　議員、

１番　松本　光雄　議員

を指名いたします。

諸般の報告

議長（金七祐太郎）

日程第２、「諸般の報告」を行います。

本定例会議に町長より別冊配付のとおり、議案９件が提出されております。

次に、町長より報告事項１１件が提出されており、地方自治法第１８０条第１項の規定による専決処分の報告が５件、令和６年度における４会計の予算繰越の報告が５件、債権放棄の報告が１件であります。

次に、監査委員から例月出納検査の結果についての報告があり、その写しもお手元に配付いたしました。

次に、地方自治法第１２１条の規定により、本定例会議の説明員として出席を求めた者の職、氏名は、お手元に配付しましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

議案上程
議案第５５号～諮問第２号

議長（金七祐太郎）

日程第３、議案第５５号「令和７年度能登町一般会計補正予算（第１号)」から、日程第１１、諮問第２号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」までの９件を一括議題とします。

提案理由の説明

議長（金七祐太郎）

町長から提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

町長（吉田義法）

おはようございます。

提案理由の説明に入る前に、５月８日に公表いたしました当町職員の準公金横領事案について、ご報告を申し上げます。

本件は、事案当時、教育委員会事務局に勤務する職員が、令和６年８月から令和７年３月までの間、担当していた町スポーツ少年団の通帳より合計１２５万５，０６０円を引き落とし、私的な流用を行ったものであります。

横領した金銭については全額返納されておりますが、当該職員は懲戒免職処分、管理監督者には戒告処分を科しました。町民の皆様の信頼を損ねる事態となりましたことを心よりおわび申し上げます。

今後は、このような不祥事を起こさないよう職員の綱紀粛正及び服務規律の保持等の徹底を図るとともに、職員研修を実施し、再発防止に取り組んでまいります。また、先日は管理体制の強化を図るため準公金取扱規程を策定し、複数の職員でのチェックを徹底するなど、全職員に周知徹底したところであります。

町民の皆様の信頼回復に全力を注いでまいる所存でありますので、ご理解いただけますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、報告を申し上げました。

令和７年第４回能登町議会６月定例会議提案理由の説明に入ります。

６月定例会議の開会に当たりまして、議員各位には町政運営にご理解を賜り、感謝を申し上げます。

本日、ここに提案いたしております議案等につきまして、その大要と所信の

一端をご説明申し上げます。
初めに、去る４月に宇出津地区で曳山祭の巡行が、また、５月には小木地区でとも旗祭りが２年ぶりに例年どおりの形で実施され、町民の皆様の復興と地域発展への強い願い、そして伝統文化を守り後世に引き継いでいくという力強い思いを改めて感じたところであります。
５月上旬には、農地におきましても復旧の最中ではありますが町内の各地で田植えが終えられ、地域が立ち止まることなく着実に復興へ進んでいることを実感しております。
また、公費解体については、５月末時点で自費解体も含め約２，５００棟となり、個人宅の解体については１０月末の完了を目指し、住民の皆様の再建に向けて着実に取り組んでおります。
さて、本年５月７日に、県が国の最新知見や近年の大規模地震の教訓を踏まえ、２７年ぶりに県内の被害想定の見直しを公表いたしました。その調査によれば、能登海岸活動セグメント、能登半島北岸断層帯、七尾湾東方断層帯において、当町の一部でも最大震度７の強い揺れが見込まれるなど、甚大な被害が想定されています。
当町としましては、令和６年能登半島地震の検証を進めるとともに、こうした最新知見も踏まえ、防災計画に的確に反映させ、より現実的かつ効果的な対策の構築に努めてまいります。
さらには、実践的な防災訓練の実施を通じ、町民の皆様とともに備えの強化に努めてまいります。
現在、５３３世帯の方々が応急仮設住宅に入居され、日々の暮らしにご苦労が絶えないことと思います。当町では、被災された方々の住まいの再建を一日も早く実現するため、被災から復興への礎となる復興住宅の建設に向けて、宇出津地区、鵜川地区、柳田地区、松波地区、白丸地区、小木地区で候補地の選定作業を進めており、皆様が新たな生活を安心して始められるよう、具体的な整備計画に取り組んでおります。
また、復興の取組と並行して、町の将来を見据えた様々な施策も推進してまいります。今回の補正予算においても新たな事業や取組を提案しており、町民の皆様一人一人がこの町に住んでよかったと心から感じていただけるまちづくりに努めてまいりますので、議員各位並びに町民の皆様のご協力をいただきますようお願い申し上げます。
また、季節は６月に入り、梅雨の時期となりました。気象庁の３か月予報によりますと、降水量は平年並みか多め、気温は平年より高めとの見通しで、今年の夏も例年以上の厳しい暑さが予想されます。町民の皆様をはじめ、震災や豪雨からの復旧・復興に携わる全ての皆様におかれましても、体調管理や熱中

症対策に十分ご留意くださいますようお願いを申し上げます。
それでは、本日提案いたしました議案７件、諮問２件につきまして、その大要をご説明いたします。
議案第５５号は、一般会計予算の補正であります。
主な補正の内容でありますが、令和６年能登半島地震及び奥能登豪雨に係る復旧・復興経費をはじめ、県、奥能登２市２町と連携し公民館にスターリンク等を整備する奥能登版デジタルライフライン事業のほか、国の重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する定額減税不足額給付事業などを追加するものであります。
議案第５５号「令和７年度能登町一般会計補正予算（第１号)」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１６億４，２８８万９，０００円を追加し、予算総額を６９７億９，２８８万９，０００円とするものであります。
歳出から説明いたします。
第２款総務費は２億９，７５３万９，０００円の追加であります。
第１項総務管理費、第１目一般管理費は、職員が公務員倫理の重要性について自覚し、意識の向上を図るため、倫理研修経費を追加するものです。
第５目財産管理費は、本年度より普通財産化した旧能登広域勤労青少年ホームにおいて、今後の利活用を見据え、高圧から低圧受電への切替え工事などの追加です。
第８目地域振興費は、町内で起業する地域おこし協力隊員の支援補助金を追加したほか、令和７年度内に住宅を新築しようとする申請者の大幅な増により、定住住宅助成金を追加するものです。
第１４目ＤＸ推進費は、最新のデジタル技術を活用した業務改善の調査研究のため、地方自治情報化推進フェアへの参加費用を追加するほか、岩井戸、小木、瑞穂の３公民館にスターリンクや蓄電池などの整備費用を追加するものであります。
第１５目有線放送費は、光アンプの修繕のほか、崎山情報センターの機能向上のため、工事費の追加と組替えです。
第１７目復興推進費は、地域活性化起業人を委託料から報償費及び旅費へと予算の組替えを行ったほか、住まいの再建状況調査に係る所要経費を追加するものです。
また、白丸地区住民の移転希望調査を踏まえ、白丸地区高台移転事業費を追加したほか、地域コミュニティ施設再建の申請者の増により補助金を追加しております。
そのほか、震災後、使用できなくなっている活動交流拠点ノトクロスポートの復旧を後押しするため、定住促進協議会に対する補助金を追加しております。

第４項選挙費、第２目参議院議員通常選挙費は、選挙公報戸別配布業務の追加です。

第３目石川県知事選挙費は、令和８年３月２６日任期満了に伴う選挙経費の追加です。

第３款民生費は６，８３８万５，０００円の追加です。

第１項社会福祉費、第１目社会福祉総務費は、昨年度、速やかに給付するため推計により給付した調整給付金において、令和６年度の所得税額の確定に伴い、本来給付すべき額との差額が生じた方に対する不足額を給付するための所要経費の追加です。

第２目障害者福祉費は、就労選択支援の創設に伴う経費を追加するものです。

第２項児童福祉費、第１目児童福祉総務費は、ＮＰＯ等と連携して実施するこどもの居場所づくり支援モデル事業補助金の追加です。

第３目児童福祉施設費は、指定寄附を活用した保育所の備品等の購入費用の追加であります。

第３項災害救助費、第２目災害援護費は、被災者生活再建支援事業費の確定に伴う返還金の追加です。

第４款衛生費は２億７，１３２万８，０００円の追加です。

第１項保健衛生費、第４目環境衛生費は、環境保全対策事業において、飼い主のいない猫の不妊、去勢に対する支援補助金とそれに伴う事務経費を追加したほか、墓地公園管理費において、合葬墓建設のための実施設計費を追加するものです。

また、飲料水施設整備費において、生活用水の確保が困難な地域に居住する方に対する井戸などの飲料水供給施設の整備補助金の追加です。

第６目復興推進費は、地域住民が管理する被災した水道施設の復旧事業補助金を追加したほか、個人設置型の浄化槽施設の復旧費補助金を追加するものです。

第２項清掃費、第１目清掃総務費は、災害廃棄物処理及び環境衛生事務の支援業務の追加です。

第４目復興推進費は、災害廃棄物処理事業（能登半島地震）において、公費解体申請のフォローアップ期間の受付対応委託費を追加したほか、災害廃棄物処理事業（奥能登豪雨）において、公費解体の申請件数の増に伴う追加です。

第６款農林水産費は３６６万２，０００円の追加です。

第１項農業費、第３目農業振興費は、地方債を充当し財源を調整するものです。

第５目農地費は、令和８年度より柳田東部及び不動寺地区のほ場整備を開始するための促進計画策定費用を追加するものです。

第６目復興推進費は、震災後に修繕、再取得した機械等が奥能登豪雨で再度被災し、農家が二重の負担を強いられるため、特例的に再取得に対する支援補助金の追加です。

また、能登半島地震と奥能登豪雨による被災の区分が困難なため、復興推進費（奥能登豪雨）の予算を復興推進費（能登半島地震）へ組替えしています。

第２項林業費、第３目復興推進費は、地方債を充当し財源を調整するものです。

第７款商工費は１億３，６５９万４，０００円の追加です。

第１項商工費、第３目観光費は、観光振興対策事業において、８月２７日に大阪・関西万博にて開催される石川県主催の催事へ参加する経費を追加したほか、ふるさとＣＭ用として制作するＰＲ動画の作成経費の追加です。

また、観光施設管理費において、真脇ポーレポーレの消防設備修繕を追加するほか、やなぎだ荘別館（御前）とベイエリアポケットパークの解体工事を追加するものです。

第４目復興推進費は、県が実施する企業促進補助金に当町での企業の新規参入を促進させるため、町独自の上乗せ補助に係る費用を計上しております。

同じく県にて実施するチャレンジ支援補助金には、町内事業者の新たな業種、事業、市場への挑戦を後押しするため、町独自の上乗せ補助に係る費用を合わせて計上しております。

事業者の皆様には、ぜひ積極的なご活用をいただきたく期待しております。

第８款土木費は４，２８８万１，０００円の追加です。

第１項土木管理費、第１目土木総務費は、公共工事積算システムの利用者の増に伴う所要経費の追加であります。

第２項道路橋りょう費、第１目道路橋りょう総務費は、県で実施する道の駅桜峠の再整備に合わせ、町所有の特産物等直売所のリニューアルを予定しており、その計画策定費用の追加であります。

第２目道路橋りょう維持費は、民間が所有する除雪車にＧＰＳ端末を設置し、効率的な除雪を行うためのシステム運用に係る経費の追加です。

第６項住宅費、第１目住宅総務費は、今後建設予定の災害公営住宅の施工業者決定のためのプロポーザル費用等の追加です。

第２目住宅建設費は、松波地区の災害公営住宅建設に係る土地購入費用等の追加です。

第９款消防費、第１項消防施設費、第３目消防施設費は、地方債を充当し財源を調整するものです。

第１０款教育費は２億４，７９２万５，０００円の追加です。

第１項教育総務費、第２目事務局費は、能都中学校小木校舎の利活用審査委

員会費用を追加するほか、旧柳田公民館柳田分館の解体のための実施設計及びアスベスト調査、旧神野小学校跡地の売却に向けた土地の境界確定のための測量費用を追加するものです。

第３目学校教育費は、指定寄附金を活用した小中学校の児童生徒提案型事業に要する補助金の追加であります。

第２項小学校費、第２目小学校教育振興費は、指定寄附金を活用した備品購入費等の追加です。

第３目学校建設費は、令和８年度に実施する小木小学校の長寿命化改修事業に係る実施設計業務の追加です。

第３項中学校費、第２目中学校教育振興費は、指定寄附金を活用した備品購入費等の追加であります。

第４項社会教育費、第２目社会教育施設費は、町立美術館において指定寄附金を活用した備品購入費を追加したほか、柳田星の観察館「満天星」の経年劣化による修繕工事を追加したものです。

第３目公民館費は、被災した秋吉公民館の解体及び建設工事の追加のほか、令和８年度に更新を予定している不動寺公民館の実施設計等に係る所要経費の追加です。

第５項保健体育費、第３目学校給食費は、８月から開始する学校給食調理等業務の民間委託費用を追加したほか、食材費の上昇を踏まえ、補助金を追加計上しております。

第１１款災害復旧費は５億７，４５７万５，０００円の追加です。

第１項厚生労働施設災害復旧費、第１目民生施設災害復旧費は、町高齢者等活動施設の外構舗装をはじめ、能登七見健康福祉の郷なごみの屋根瓦の修繕のほか、認定こども園柳田保育所の非常照明灯の復旧に要する費用の追加です。

第２目衛生施設災害復旧費は、地盤沈下した墓地公園の区画修繕をはじめ、能都埋立処分場の集水ますの復旧及び墓地公園の盛土造成復旧に要する費用の追加であります。

第２項農林水産施設災害復旧費、第１目農業施設災害復旧費は、能登半島地震と奥能登豪雨による被災の区分が困難なため、農地・農業施設災害復旧費（奥能登豪雨）の予算を農地・農業施設災害復旧費（能登半島地震）へそれぞれ組替えするものです。

第３目漁港施設災害復旧費は、松波漁港の段差解消などの復旧に要する費用の追加です。

第３項公共土木施設災害復旧費、第１目土木施設災害復旧費は、住宅災害復旧費においては、ひかり団地の建て替え工事や、桜木団地の浄化槽復旧などに要する費用の追加です。

砂防施設災害復旧費においては、日詰脇地内の急傾斜地崩壊防止施設の水路工修繕をはじめ、立壁及び神和住地内の急傾斜地崩壊防止施設復旧に伴う仮設工事のほか、崎山地内の斜面対策復旧に要する費用の追加です。また、矢波地内の住家裏の崩土除去に要する費用を追加しています。

第４項文教施設災害復旧費、第１目公立学校施設災害復旧費は、柳田中学校及び松波中学校の災害復旧工事に係る測量設計費の追加です。

第５項第１目その他の公共施設・公用施設災害復旧費は、能登海洋水産センター、移動通信基地局、大箱・当目・曽又集会所、能登町消防団鵜川分団詰所の復旧などに要する費用の追加です。また、ラブロ恋路の機械設備、柳田植物公園内の井戸の復旧に要する費用の追加です。

以上、この財源として、第１４款国庫支出金、第１５款県支出金、第１７款寄附金、第１８款繰入金、第２０款諸収入、第２１款町債を追加し、第１２款分担金及び負担金を減額して、収支の均衡を図っております。

また、新たに設定した債務負担行為は、ケーブルネットワーク民間移行に伴う経費をはじめ、公共施設の照明のＬＥＤ化を図るための経費のほか、災害公営住宅の整備費用の３件を追加するものでありますので、よろしくお願いいたします。

議案第５６号「能登町本社機能立地促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」は、地域再生法の一部改正により、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が見直しされたことに伴い、対象施設の追加のほか、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第５７号「能登町水道法施行条例の一部を改正する条例について」は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が施行され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格が改められたため、改正するものであります。

次に、議案第５８号「請負契約の締結の変更について」は、令和７年能登町議会４月会議において議決いただきました令和６年度６災９１１号白丸漁港海岸災害復旧工事（直立護岸）・令和６年度農山漁村地域整備交付金事業白丸漁港海岸保全施設高潮対策工事におきまして、労務単価の引上げに伴い、契約金額１億７，４９０万円から１億７，８２５万９，４００円に増額変更するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第５９号「財産の取得について」は、能登町指定避難所備品としてパーティション７５０個を取得するため、去る５月１４日、指名競争入札を行いましたところ、３，３１６万５，０００円で株式会社千間啓文社が落札いたしましたので、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により、議会の議決

を求めるものであります。
次に、議案第６０号「財産の取得について」は、能登町指定避難所備品として簡易ベッド１，４５０個を取得するため、去る５月１４日、指名競争入札を行いましたところ、１，７８６万４，０００円で有限会社本間百貨店が落札いたしましたので、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により、議会の議決を求めるものであります。
次に、議案第６１号「財産の取得について」は、石川県ＧＩＧＡスクール構想推進協議会が行った県内市町で共同調達する児童生徒授業用端末６５０台及びライセンス６５０本を受託者である金沢市の三谷産業株式会社と３，３６０万５，０００円で取得したいため、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により、議会の議決を求めるものであります。
次に、諮問第１号及び諮問第２号は、「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」であります。
本年９月３０日をもって任期満了となります能登町字不動寺の新谷信之氏、能登町字国光の畑中彰治氏のお二方を再度、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものであります。
何とぞ広くご審議の上、御同意を賜りますようお願いいたします。
以上をもちまして、各議案の提案理由をご説明させていただきました。
議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なるご決議を賜りますよう、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（金七祐太郎）
以上で提案理由の説明が終わりました。

日程の順序変更

議長（金七祐太郎）
お諮りします。
この際、日程の順序を変更し、日程第１０、諮問第１号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」及び日程第１１、諮問第２号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の２件を先に審議したいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第１０、諮問第１号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」及び日程第１１、諮問第２号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を先に審議することに決定しました。

諮問第１号、諮問第２号

議長（金七祐太郎）

ただいま先議することに決定しました諮問第１号及び諮問第２号を議題とします。

質疑、討論の省略

議長（金七祐太郎）

お諮りします。

諮問第１号及び諮問第２号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

よって、諮問第１号及び諮問第２号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採　　決

議長（金七祐太郎）

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

諮問第１号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、能登町字不動寺、新谷信之氏を適任とすることに賛成する諸君の起立を求めま

す。

（賛成者起立）

議長（金七祐太郎）

ありがとうございます。ご着席ください。

起立全員であります。

よって、諮問第１号は、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第２号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、能登町字国光、畑中彰治氏を適任とすることに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（金七祐太郎）

ありがとうございます。ご着席ください。

起立全員であります。

よって、諮問第２号は、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

質　　疑

議長（金七祐太郎）

次に、日程第３、議案第５５号「令和７年度能登町一般会計補正予算（第１号)」から、日程第９、議案第６１号「財産の取得について」までの７件について、質疑を行います。

質疑は大綱的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。

４番　馬場議員。

４番（馬場等）

今ほど町長のほうから議案説明された議案第６１号「財産の取得について」、石川県のＧＩＧＡスクール構想協議会が行った県、市町の共同調達する、この端末に関してお聞きいたします。

２０１９年にＧＩＧＡスクール構想、第１期が始まったと思うんです。コロナ時期とかで、１人１台端末を持ったおかげで、授業もハイブリッド授業とかそういうことで、いろいろと利点があったと思うんです。

第１期の利活用はどういうふうなものにその端末が利用されたか、それをお聞きしたいのと、今回上がってきているのは第２期のＧＩＧＡスクール構想に当たると思うんです。それによって第２期、これを更新することによって、さらにどのような利活用ができるのか、お答えください。教えてください。

議長（金七祐太郎）

眞智教育長。

教育長（眞智富子）

馬場議員のご質問に答えさせていただきます。

現在、学校では、授業において各教科の課題解決学習のため、また個別対応のドリル、外国人講師との英会話、他地区との交流など様々な活用をしております。家庭学習におきましても、個別対応のドリルや学校の課題に利用しております。

また、感染症等、災害等で長期に学校が閉まったり、不登校の子供たちのために、オンラインの授業も実施しております。

今後は、そういったさらに教育の目的を達成するために有効な活用方法をさらに検討してまいることと、今年度より中学校の理科の全国学力調査が、ＣＢＴといいまして端末を使った利用になっております。

それから、現在も質問紙調査等はそれを使っておりますので、そういった各種調査へも対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（金七祐太郎）

４番　馬場議員。

４番（馬場等）

ありがとうございます。

市町である程度、自由裁量で使える部分もあるかなと思います。先ほどのひきこもりとか、今、大変なというか問題もありますし、いろんな市町特有の使い方をまた考えていただいて、やっていただければいいかなと思います。

そういうことで、よろしくお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

常任委員会付託

議長（金七祐太郎）

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第５５号から議案第６１号までの７件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

よって、議案第５５号から議案第６１号までの７件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

請願第１号、陳情第１号

議長（金七祐太郎）

次に、日程第１２、請願第１号「能登町大平（おおひら）地区の上水道設備移管に関する件」及び日程第１３、陳情第１号「ひきこもり基本法制定についての陳情書」の２件を議題といたします。

趣旨説明

議長（金七祐太郎）

請願第１号について、紹介議員の小浦議員より趣旨説明をお願いします。

２番　小浦議員。

２番（小浦肇）

それでは、請願第１号「能登町大平地区の上水道設備移管に関する件」の提案理由の説明をさせていただきます。

大平地区で３８年間、大変苦労を重ね管理してきました受水槽や、耐用年数の約４０年に近い給水管が令和６年能登半島地震により大きく破損しました。地区の人口減少は著しく、また管理メンバーの高齢化で維持管理が大変困難となっております。町の上水道設備に移管することを強く求めます。

請願者の住所、氏名は、能登町字宇出津山分、大平地区区長、新出喜久路様でございます。

なお、町長のメッセージでもありますように、町民一人一人の思いを町政にしっかり反映し、誰一人取り残すことなく、ともに安心と誇りあるまちづくりを進め、しっかりと次世代につなげるように取り組むということが記載されております。

大平地区の方々は、取り残されないことを強く望んでおります。繰り返しますが、大平地区の方々は、取り残されないことを強く望んでおります。

議員各位におかれましては、ご審議の上、何とぞご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上をもって提案理由の説明とさせていただきます。

議長（金七祐太郎）

大変失礼しました。私の地区名の読み違いで、大平（おおでら）地区です。訂正させていただきます。

次に、陳情第１号について、内容を職員に朗読させます。

議会事務局長（諸角勝則）

陳情第１号「ひきこもり基本法制定についての陳情書」の趣旨説明をさせていただきます。

政府の調査によると、ひきこもり状態にある人は、全国で約１４６万人おり、５０人に１人と推計される。

ひきこもりの長期化、高年齢化が進む中、「８０５０問題」が社会問題となっているが、現在のところ、ひきこもり支援に特化した法律は制定されていない。

ひきこもりの原因は多様かつ複合的であり、福祉制度のはざまで適切な支援を受けられない事例も少なくない。

国及び自治体がこうした現状を踏まえ適切な支援を行うことができるよう、ひきこもり基本法の制定を強く求めるものであります。

なお、陳情者は配付のとおりであります。

以上です。

質　　疑

議長（金七祐太郎）

ただいま議題になっております請願第１号及び陳情第１号の２件について、質疑を行います。

質疑は大綱的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

常任委員会付託

議長（金七祐太郎）

お諮りします。

ただいま議題となっております請願第１号及び陳情第１号の２件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

よって、請願第１号及び陳情第１号の２件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

休会決議

議長（金七祐太郎）

日程第１４、「休会決議」を議題とします。
お諮りします。
委員会審査等のため、明日から１２日までの６日間を休会としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）
異議なしと認めます。
よって、明日から１２日までの６日間を休会とすることに決定いたしました。
次会は、６月１３日午前１０時から会議を開きます。

散　　会

議長（金七祐太郎）
以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。

散　会（午前１０時４７分）

開　議（午前１０時００分）

開　　議

議長（金七祐太郎）

ただいまの出席議員数は、１３人で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ会議時間を延長しておきます。

一般質問

議長（金七祐太郎）

日程第１　一般質問を行います。

一般質問の形式は一問一答方式とし、質問者の持ち時間は答弁の時間を含まず３０分以内となっておりますので、よろしくお願いいたします。また、質問の回数は質疑と同様に、原則として１つの質問事項に対し３回までとなっておりますので、遵守されますようお願いいたします。なお、関連質問についても申合せ事項により原則として認められておりません。

それでは、順に発言を許可します。

４番　馬場議員。

４番（馬場等）

改めて、おはようございます。

一般質問を始める前に、少しだけお話をさせていただきます。

本日は、吉田町長にとっては初めての一般質問への答弁となります。その一番手を務めさせていただくことになり、大変光栄に感じております。

正直に申し上げますと、私と町長は町長が議員時代、どちらかというと意見が食い違うことも多かったように思います。それでも議員として目指す方向は同じだと感じていました。

今日は、町長対議員という立場で、町政を担う大きな権限を持った町長に対して、一議員として真正面から行政の課題や問題について議論を交わしたいと思います。町民のため、そして町の未来のために、町と議会が切磋琢磨し合う議会本来の姿を少しでも町民の皆様にお見せできればと考えております。

それでは一般質問を始めます。

町長がいつも議員時代に言ったようなことをちょっと言います。

大きな質問事項に対して２つしか通告していないもの、また回答によっては再質問を行う場合もありますので、回答できる範囲で構いませんのでお答えください。

それでは始めます。

私は毎年６月の議会では必ず防災、減災に関する質問を行います。この時期は梅雨や台風による大雨の季節に向かうからです。

地震や豪雨災害などで大きな被害を受けたインフラは、いまだ応急的な復旧にとどまっており、今後さらに深刻な被害につながるおそれがあります。まさにこのような時期だからこそ、防災、減災に向けた備えや体制の再確認が重要だと考えております。

まず最初に、暫定版指定避難所一覧について問います。これですね。

まずは指定避難所の迅速な情報提供をいただいたものと理解しておりますが、内容については必要な情報が十分に記載されておらず、極めて限定的な避難所情報であると感じています。チラシを見ると、震災前は４２か所あった指定避難所が１０か所減少し、新たに５か所追加され、指定避難所の数は５か所減少の３７か所となっております。

住民が最も知りたい避難行動を判断する上で欠かせない、どの災害に対応している避難所なのか、そして避難所の収容可能人数はどれくらいかといった基本的な情報が載っておりません。

それにもかかわらず、チラシには家族で避難所を決めておきましょうと書かれております。このチラシの情報だけでは、どの災害にどこへ避難すべきか事前に判断するのは難しい状況です。

そこでお尋ねします。この暫定版の指定避難所一覧について、災害の種類ごとの受入れ可否や避難可能人数といった情報も記載すべきと考えますが、町の見解をお聞かせください。

あわせて、各避難所における災害用備蓄品の整備状況についてもお答えください。

議長（金七祐太郎）

山下総務課長。

総務課長（山下栄治）

それでは、馬場議員のご質問に答弁させていただきます。

能登町指定避難所は、小中学校や公民館など４２か所を指定しておりました。しかし、令和６年能登半島地震の被害により、議員のおっしゃられるとおり現在は暫定的に３７か所を指定しております。

暫定版指定避難所一覧は、シンプルに分かりやすいものという趣旨で作成いたしまして、いち早くとの思いで全戸配布したものでございます。次年度以降に予定しております地域防災計画改定に合わせ、避難所運営マニュアルを更新することとしており、そこでは土砂災害や洪水、津波など災害の種類による使用の可否や、想定収容人数を定めることとしております。

また、防災備蓄については、食料や飲料水は地震前と同水準を確保しておりますが、パーティションなど品目によっては十分な備蓄をできていない状況です。

今年度、能登半島地震の被災経験を踏まえた備蓄を行うために、災害対応検証と並行して備蓄計画の改定作業に着手しているところであります。今後、備蓄場所、備蓄品目、必要数、購入年度計画を整理した後に配備を進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

４番　馬場議員。

４番（馬場等）

一番大事なことは、災害がいつ起こるか分からない。それで先ほども言ったように梅雨、台風、出水期に入ります。計画も大事ですけど、計画がなかなかやっぱり日にちがかかるということで、目と鼻の先にそういう大変な豪雨の可能性のある時期に入ってきますから、少しでも早く、今すぐ対応できるところは計画を待つことなくやっていただければいいかなと思います。

その上で次の質問を行いますが、昨年の能登半島地震において、４２の指定避難所のうち実際に機能したのは半数程度だと記憶しております。大体避難場所として集会所や交流センター、民家などが利用されました。こうした施設が今後の災害時にも使用可能であるならば、少なくとも暫定的な避難所として一覧に明示することが住民にとって有益な判断材料になると考えます。

正式な指定避難所ではないという理由だけで掲載を見送るのではなく、大雨の季節を迎えた今こそ柔軟な情報発信の工夫が必要ではないでしょうか。町の考えをお聞かせください。

議長（金七祐太郎）

山下総務課長。

総務課長（山下栄治）

令和６年能登半島地震では、最大７２か所の避難所が開設されましたが、そ

のうち集会所など指定避難所以外は約５０か所ございました。
　また、令和６年奥能登豪雨では避難所を２０か所開設し、そのうち４か所が集会所等の指定場所、指定避難所以外の施設でございました。
　指定避難所は、町があらかじめ指定する避難所として、建物の規模や構造、設備等を勘案し、公共施設を指定しております。地区の集会所につきましては、指定避難所へ避難する前の地域一時避難所として位置づけております。
　集会所は、地域で運営する避難所として地域住民が自主的に運営されるものと認識しており、指定避難所として位置づけることは現在考えてはおりません。しかし、必要となる物資につきましては、能登半島地震と同様、不備なく配送を行うこととしておりますので、ご理解ください。

議長（金七祐太郎）
　４番　馬場議員。

４番（馬場等）
　緊急を要するということで、この暫定版の指定避難所一覧が出てきたと思うんです。この中に、何回も言いますけど、家族みんなで避難所を決めておきましょうというふうに書かれております。これだけではなかなか判断するのもちょっと難しいかなと思います。
　今ほど課長が言われたように、地域の集会所、事前にそういう地域で管理できるところはそういうふうにしていただけばいいですけど、町もそこら辺の地域の集会所などで暫定的に使えるものがあれば、事前に地域と相談して、町から一応こういうのもありますというふうな避難所、地域の集会所とか準指定避難所みたいな形でもいいと思うんですけど、そういうことで示していただければ、そういう柔軟な発信も大事かなと思います。そういうことも加味して、町のほうの今こういう指定避難所の数のないときに、また考えていただければどうかなと思いますので、よろしくお願いいたします。
　続いて、次の質問に移ります。
　これはちょっとあれですけど、能登町消防団員の現状について問うということで、次の質問に移ります。
　昨年の震災時、避難所の運営とともに極めて重要であったのが、被災者の救助、被災家屋の見守り、道路の安全点検、さらには不審者に関する情報収集でした。
　これらの対応を地域の第一線で担ってくださったのが各地区の消防団員の皆さんです。自らも被災されながらも夜遅くまで献身的に活動していただいたことに対し、改めて深く感謝いたします。

震災後１年で能登町の人口は８５０人減っております。人口減少の影響は消防団員数にも及んでいると考えられます。

一昨年、議会が成り手不足特別委員会で各地区の消防団の代表と意見交換をさせてもらったとき、消防団員の皆さんから、やっぱり団員減少の切実な意見が出ておりました。地域防災の要となる消防団の維持強化は、今後ますます重要な課題となります。

そこでお尋ねいたします。震災前と現時点における各分団の団員数並びに全体の人数の増減についてお聞きいたします。

また、その減少の要因は何か、お聞かせください。

議長（金七祐太郎）

山下総務課長。

総務課長（山下栄治）

それでは、お答させていただきます。

まず消防団員の推移についてですが、令和６年１月１日時点で２７４名、令和７年６月１日現在２６７名であり、７名の減少となっております。

退団者の推移は、令和６年１月１日から令和６年３月３１日までに６名、令和６年度８名、令和７年度の現在までで１名の計１５名が退団されました。入団者数は、令和６年度７名、令和７年度の現在までで１名の計８名となっております。

主な退団理由でございますが、一身上の都合が８名、転出のため５名、任期満了が１名、死亡退団が１名となっております。

各分団の推移についてですが、これから先に述べる数字が令和６年１月１日時点、後に述べますのが令和７年６月１日時点での人数を申し上げます。

宇出津第１分団、１７名で変わらず。宇出津第２分団、１９名から１７名。三波分団、２０名変わらず。鵜川分団、２０名から１７名。山田分団、１０名から１１名。神野分団、１１名変わらず。高倉分団、２２名から２４名。松波分団、２４名から２０名。小木分団、１８名変わらず。白丸分団、１０名変わらず。秋吉分団、１３名から１４名。不動寺分団、１３名変わらず。柳田分団、１６名から１５名。上町分団、１５名から１４名。岩井戸分団、１５名変わらず。小間生分団、１６名変わらず。本部１５名変わらずとなっております。

人員の変動についてでありますが、震災の影響は多少あったとは思われます。しかし、入団者も一定数いる状況であり、明確な退団理由等々については把握できておりません。引き続き団員確保に取り組んでまいりますので、ご理解願います。

議長（金七祐太郎）

４番　馬場議員。

４番（馬場等）

１５名が辞められて、新規に８名が入って７名の減ということだと思います。

震災前から消防団員数が少ない、減少しているということで危機感を持っておられて、震災のときに本当に大変活躍していただいて、夜遅くまでカンカンというあの音が聞こえるたびに安心して寝れるような状態もありまして、本当に大事な消防団員だと思います。

それがこれから先、これから先の話ですね。今も若干多分定員には足りないと思うんですけど、これからまた人口減少が始まると、また減っていくということもあります。

それで消防団員さんとお話ししていると、よく言われることなんですけど、本人の処遇改善もさることながら、団員を支えるご家族や勤務先への支援も不可欠だと感じます。

つい最近も新聞記事で、日本消防協会が創設した団員向け制度の消防団応援の店の記事が載っていました。たしか以前、能登町のほうにも何軒かあったような気がします。

そこでお尋ねいたします。現在、消防団員のご家族や勤務先に対する町からの支援策などはあるのか、あればお聞かせください。

議長（金七祐太郎）

吉田町長。

町長（吉田義法）

ただいまの馬場議員のご質問に答えます。

家族や勤務先への支援策でありますが、団員及び家族には消防団応援の店登録店での割引等が協力店の善意により行われております。勤務先には、消防団協力事業所表示制度により協力をいただいておりますが、町からの支援は行っておりません。

また、町より団員の退職の際、家族には感謝状を贈呈しており、事業所へは従業員の入団の推奨や協力に対し感謝状の贈呈を行っております。

少子・高齢化や人口減少、訓練等の心身の負担を懸念し、全国的に団員の確保が厳しい状況であり、当町においても同様であります。団員家族や勤務先へのねぎらいを観点に、当町でもほかの自治体の取組を参考に支援策等について

考えてまいりたいと考えております。ご理解ください。

議長（金七祐太郎）

４番　馬場議員。

４番（馬場等）

町長から初めて答えていただきまして、ありがとうございます。

消防団員さんの数の維持は、どこの市町も一生懸命頑張っておられると思います。今ほど言ったように、ご家族の負担などもありまして、なかなか団員さんも気兼ねをしながらということになるかなと思います。ほかの市町を参考にしながら、またやっていただければ、消防団員さんになる人もまた増えるかなと思います。

ただ、それでもやっぱり能登町においては震災後、事業所が減ったりして若い人がいなくなるということもあります。

次の質問は、能登町において一番、こういう言い方は変なんですけど、大きな企業である町役場について、少しお話しさせていただきたいと思います。

消防団員の特性としては、まず地域密着性が挙げられます。すなわち区域内に居住し、地域の人々や事情に通じていることが求められます。

次に即時対応力です。区域内に居住または勤務していることにより、災害時に迅速な対応が可能である点です。

これらの条件は、町職員の多くに当てはまるものと考えます。既に消防団員として長きにわたり活動されている職員の方もおられることも分かっております。

そこで、消防団員における市町職員の加入実態をほかの市町と比較した表とグラフをつくってきました。消防団員の中における役場職員、市町職員の数。それもたくさん１９市町があるんですけど、取りあえず２市２町、これは令和３年４月１日消防庁の資料でございます。

これで見ていきますと、例えば珠洲市は団員数が、これは令和３年４月１日です。珠洲市は団員数が２４４人、その中で市の職員が５０人で、入団率というんですか、その率は２割、２０．５％、１０人に２人が珠洲市の場合は役場職員でございます。

一方、能登町は団員数が２７６人、うち職員の数が１７人、６．２％です。

穴水町も規模的には半数ぐらいなんですけど、それでも役場職員さんが１７人と約１０％、１０．７％ございます。

これで見ていくと、輪島市がちょっと職員数が少ないということで、４１８人の団員数に対して職員が２０人、約４．８％。ただ、平均的に９．５％とすれ

ば、能登町の６．２％はもう少し役場職員さんが団員に入ってもいいのかなと、ごめんなさい、無責任な言い方になるかも分からないですけど、若い人がいないということで、いろんなことをこれから考えていかなければいけないとすれば、役場職員さんの消防団への加入ということも考えるべきじゃないかなと思っております。

ただ、この場合も考えてほしいのは、珠洲市あたりの職員さんの５０人とか、珠洲市の場合は、やはりご家族への支援が大変手厚いというか、そういうのもありますから、それは役場職員に限らず、消防団員さんに対しては、ご家族への支援、それから事業所への支援をもう一度考えられて、ちょっと考えていただければいいかなと思います。

それでちょっとお聞きしたいのは、震災以降、町内の人口減少に伴い事業所が減り、さらに消防団員数も減少すると予想されます。今現在じゃなくてこれからの話です。消防団員には、やっぱり地域に居住、勤務して即応性のある人材が求められます。町職員がこの条件に合致することから、加入の働きかけが有効でないかと私は考えます。

そこでお尋ねします。町職員の消防団への加入の働きかけについて、町としてどのように考えているのか、お答えください。

議長（金七祐太郎）

吉田町長。

町長（吉田義法）

ただいまの馬場議員のご質問に答えていきたいと思います。

令和７年６月１日現在、町職員２２名が消防団に加入しております。当町としましては、職員の消防団加入について特段の制限を設けておらず、個人の意思で加入をし活動していただいております。

しかし、令和６年能登半島地震や奥能登豪雨のような大災害時には職員としての業務が優先されることもあり、消防団としての活動ができない場合もあります。

消防団の入団については、個人の意思が尊重されますが、町といたしましても今後推奨してまいりたいと考えております。

消防団は地域住民の生命、財産を守る重要な組織であり、今後も団員確保に向け、関係団体と連携しながら取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

４番　馬場議員。

４番（馬場等）

ありがとうございます。町職員さんにおかれましては、本当に大変な仕事もなさっておられますけど、今町長がおっしゃったように、いざといったときに一番頼りになる人、職員さんでもあります。ぜひ前向きに、また団員のほうに入ることも前向きに考えていただければいいかなと思います。よろしくお願いします。

最後の質問です。

能登町交通安全協会への補助金について伺います。

私は現在、鵜川地区交通安全協会の支部長を務めておりますが、本日は町全体の交通安全の推進と、安全な生活環境の確保という公益的観点から質問いたします。

交通安全協会の活動は、交通事故の未然防止や安全意識の啓発を目的としており、町民からの協力会費、運転免許更新時の会費、そして町からの補助金などを主な財源としております。

しかしながら、昨年の能登半島地震による人口減少は、協会の会員数減少と、それに伴う会費収入の減少を招き、令和６年度の活動は大幅に制限される中、何とか事業を継続しているというのが現状です。

一方で、地震による道路の損傷や交通インフラの脆弱化、避難道路や通学路の安全確保といった課題により、交通安全対策の重要性はかつてないほど高まっています。会員からのさらなる負担で補うことは困難であり、町として公的支援が不可欠な状況であります。

町からの現在、補助金は、交通安全運動、反射材の配布、交通安全教室など、主に子供や高齢者への事故防止活動に使われており、地域全体の公益に資する事業です。しかし、平成２９年度から年間４０万円の補助額が据置かれたままとなっており、震災後も変わらず４０万でございます。実情との乖離も懸念されます。

また、交通安全協会の運営には、町も幹事として関与しております。町として一定の関与と責任を有していると考えます。

そこでお尋ねいたします。震災後の交通安全悪化と安全確保の重要性を踏まえ、交通安全協会の活動維持は町の安全行政の一環と考えます。現在、町は交通安全協会の財政状況及び活動状況についてどのように把握しているのか、お聞かせください。

議長（金七祐太郎）

山下総務課長。

総務課長（山下栄治）

では、ご質問に答弁させていただきます。

町は、能登町交通安全協会の幹事を担っており、役員会や定期総会、また臨時総会などに出席し、収支決算、予算案、活動案などを把握しております。

協会の主な活動は、交通安全週間での街頭指導をはじめ、新小学１年生へのランドセルカバーの配布、運転免許証更新時の協会への加入促進等、交通安全の啓発活動を主に行っております。

町では、協会の活動と合わせまして、春と秋の交通安全週間にて交差点３か所での街頭指導を行っているほか、春、夏、秋、年末の交通安全週間の期間中には、のぼり旗等を役場周辺に設置し、交通安全協会とともに安全運転の啓発に努めておりますので、ご理解願います。

議長（金七祐太郎）

４番　馬場議員。

４番（馬場等）

そうしましたら、２番と３番、次の質問と３番の質問、同時にやりますから同時に答えてください。

震災後の状況変化にもかかわらず補助金額を据置いている理由と、その算定根拠についてお示しください。

それと、今後の予算編成において、交通安全協会に対する補助金の増額もしくは震災に伴う一時的な特別支援を検討する考えがあるか、町の見解をお伺いいたします。

議長（金七祐太郎）

山下総務課長。

総務課長（山下栄治）

では、まず補助金についてです。

補助金につきましては、過去に増額を行いまして、現在４０万円となっております。交通安全協会からは、震災後についても震災前と同様な活動を行う計画で、例年同様の申入れがありまして、今年度も前年度と同額の４０万円の補助金を交付する予定としております。

補助金額につきましては、交通安全協会の活動を円滑に行うために必要な額

であると考えておりますので、ご理解願います。
　また、協会における震災後の状況は、先般の役員会では、地区協力金について、再建に向かっている地区住民に納入のお願いや、その集金に苦慮しておるなどの意見がございました。
　また、補助金の増額等につきましては、協会からの要望があれば協議いたしますが、それが単なる赤字補填への増額ではなく、協会の活動内容等の精査を行っていただいた上での申入れであれば検討いたしたいと考えております。
　そして一時的な臨時補助等については、現在考えてはおりませんので、ご理解ください。

議長（金七祐太郎）
　４番　馬場議員。

４番（馬場等）
　自分も交通安全協会に入って２年目になるんですけど、中を見ておりますと、やはりなかなか財政状況が厳しい。今回、自分も地区の支部長として会員の会費を集めているんですけど、やはり会員である住民が減っております。去年あたりの会員の会費を見ていると、地区によっては全くゼロのところもあります。そういったことで、大変収入のほうは弱っていると思います。
　課長のほうから言われたように、協会のほうから何らかのアクションがありましたら、ひとつまた精査して、出せるものは出していただければいいかなと思います。
　災害の後、交通安全というのは非常に大事ですから、子供たちが歩くところとかいろんなロケーションが震災前と震災後はかなり違います。かなり皆さんの苦労もあるかなと思います。また前向きに、よろしくお願いいたします。
　最後に、実は今回の一般質問では、前もってもう一つ質問事項として挙げてあったんですけど、それは能登町防災計画、また先ほど一番最初に課長のほうから防災計画を策定しているというふうなお話をされました。
　自分は毎回何を言うかというと、防災会議の委員の中に女性がいない。ごめんなさい、教育長は女性ですから１３名の中には１人はおられるわけなんですけど、たまたま教育長という充て職で教育長が女性だったということかなと思ったりもします。それではやはり去年の避難所運営のときに女性の意見、女性がどれぐらい活動されたか、女性の意見がどれぐらいこれからの避難所運営に入れていかなければいけないかということを痛切に感じたと思います。
　これから防災計画を立てるに際して、委員はぜひとも女性をということでお願いしておりました。去年の１２月に同じような質問をしたときに、町のほう

から、これからはその検証結果を踏まえ、地域防災計画を見直し、その際には女性関係団体や女性防災士などの協力を仰ぎ、女性委員を何とか任命したいというお答えをいただいておりました。そして、まさに先ほど課長が言われたように、今現在取り組まれているということで、質問を取り下げさせていただきました。

なお、補足として申し上げたいのは、女性の視点と同様に、高齢者や障害のある方など災害時要配慮者の視点も防災計画の見直しにおいて確実に反映していただきたいと思います。委員もその中で、もし入れていただければいいかなと思います。いろんな視点を入れていただければ、本当にすばらしい防災計画になるかなと思います。

それと、能登町の防災会議の会長職は吉田町長に引き継がれました。吉田町長は震災時、議員として精力的に避難所を巡回されたと聞いておりますし、自分も避難所あちこち行ったときに吉田さんの名前は聞きました。

町長には、町の防災方針を指導される立場にあり、能登半島地震や豪雨災害の経験を生かし、より多様な視点を持った委員構成の見直しと実効性のある防災計画の策定を強く要望申し上げ、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（金七祐太郎）

以上で、４番　馬場議員の一般質問を終わります。

次に、２番　小浦議員。

２番（小浦肇）

改めまして、おはようございます。

質問に入る前に、少し私見を述べさせていただきます。

まずは、本年１月に就任し、約５か月経過しました米国のトランプ大統領と、本年５月に就任し、２３日経過した小泉農水相のお２人です。

トランプ大統領については、連日ニュースで報道されているように、大規模な移民対策による治安悪化、それからカナダや中国、メキシコなどに対する１０％から２５％の関税の強化で、報復関税を招き、米国内の経済が逆風状態になっているというふうに報道されています。

また一方、小泉農水相は、競争入札を中止して随意契約方式に切り替え、店頭価格を抑制しやすくする措置を導入して、米価の安定や価格を引き下げて一定の成果を出されているというふうに報道されています。

この２人の報道については、皆さんも御存じだと思いますけれども、政策とかいろんなことをコメントするつもりはないんですけれども、それを割愛いた

しますけれども、この２人から私は何を皆さんに訴えたいかといいますと、リーダーが変わると考え方や視点が変わってくるんだろうなと。もちろん政策も変わってくるだろうし。その結果、大きく結果が変わってくるわけですね。そうすると、変える、変わる。

身近でいいますと能登町では町長が替わったということで、町民は新町長の言動に注目し、さらに手前勝手か手前みそか分かりませんけど、よい方向に変わるだろうというふうに期待を持っているんだろうということを述べて、質問に移ります。

まずは町政の現状把握と今後についての町長のご意見を伺いたいと思っております。

就任して２か月、大変忙しい中、行政業務や予算業務、復興計画など、たくさんの業務、事業などを把握されているものと私は考えております。一般的に、新たな職場あるいは長に就任すると、４ステップで業務の把握を進めるものと私は経験上考えています。この４ステップというのは、問題の洗い出し、問題の把握、あるいは分析、そして改善計画作成、そして実行評価というストーリーです。

町長は現段階でどのように現状を把握する計画を立案されて、そして現段階でどの程度進んでいるのか。また、その現状把握をした結果、前町政で復興計画が遅いと問題提起をされておりましたが、復旧・復興を早めることは可能なのか、質問いたします。

また、可能であるならば、カテゴリー別といいますか内容別に事例などを挙げていただけるとありがたいので、数点事例を求めます。

議長（金七祐太郎）

吉田町長。

町長（吉田義法）

ただいまの小浦議員の質問に答弁させていただきます。

町政の現状把握についてですが、就任してすぐに規則にのっとり、懸案事項をはじめ総合計画及び復興計画のうち重点事業について各課より説明を受けております。そのほかについても、その都度説明を受けておりますし、私からも確認を行っております。

今、改めて町が置かれている現状について再認識するとともに、町民の皆様の声を反映させた住みよい町の再生を目指したまちづくりを進めなければならないと強く思っております。

その上で、まずもって最優先に取り組むべき政策は、地震と豪雨からの早期

の復旧と復興であることから、特にインフラの復旧、そして復興公営住宅をはじめとする生活や産業の再開に不可欠な施策について、前倒しでできないか各課へ指示をしているところであります。

しかしながら、県や近隣市町においても同様でありますが、今年３月以降の町発注の公共工事の入札において不調が発生し、早期の復旧を難しくしている状況にあります。

また、なりわい再建支援や子育て支援、地域福祉と医療環境の向上においても、しっかり取り組んでまいります。

いずれにしても、さらなる精進を重ね、現状把握に努めるとともに、一日も早く復旧・復興を成し遂げ、町民の皆様がこの町に住んでよかったと幸せを実感できるまちづくりの実現に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

２番　小浦議員。

２番（小浦肇）

私が求めていたのは、客観的に何％ぐらいかなというふうに数字で望んではいましたけれども、今ほどの報告からすると、なかなか客観的に表現するのは難しいんだろうなというふうに、今、お話を聞いて思いました。

ただ、各課へ復旧・復興を早めれないのかというふうに指示を出しているというふうなお答えがありましたので、また執行される　　の方にも、その旨伝わっているんだろうというふうに理解しました。今後また継続して、その辺をウォッチしながら進めていきたいと思いますので、継続して執行部の方々も努力をお願いしたいと思います。

では、次の質問に移ります。

多くのやりたいこと、それからやらねばならないこと、いろいろ考えておられると思いますけれども、現状を踏まえて新町長ならではのビジョンをお尋ねします。

町政を運営する立場２か月ということで、現時点での今後の５年、１０年先を見据えた町の将来像をどのようにお考えになっているのか、まずお答えをお願いします。

議長（金七祐太郎）

吉田町長。

町長（吉田義法）

今後の５年、１０年を見据えた町の将来像ということであります。

現在、当町は、新型コロナウイルス感染症の拡大、そして能登半島地震、奥能登豪雨という未曽有の災害を経て、次の１０年、２０年先の町を描く分岐点にあると理解をしております。

第１次総合計画においては、能登町としての歩みをスタートさせ、その歩みを着実に進めるものとして、「一歩前へ進むまちづくり」を基本目標として掲げ、各施策が実行されておりました。

第二次総合計画では、人と地域の絆を大切に、町を支える人材こそが大切な基礎であることから、「人をつなぎ、地域をつなぎ、未来（あす）へつなぐまちづくり」を基本目標として、現在も実行中であります。

これらの総合計画に加え、震災からの創造的復興の方向性を示した町復興計画では、暮らし、なりわい、祭り、里山里海における町の暮らしの循環による復興を目指して、「次世代が希望を持てる持続可能なまち」を将来像として掲げ、復旧・復興事業を推進しているところであります。

就任に当たり、また現在進めている第三次総合計画の策定においては、これまでの２０年間の成果をしっかりと引き継ぎながら、次の時代を見据え、町民の皆様が明るく希望の持てる持続可能なまちづくりを目指していきます。

この未曽有の災害を経ても、なお人が生き生きと輝き、先人たちが培ってきた里山里海の恵みと暮らしを受け継ぎながら、そこに新たな考え方や手法を加え、ともにこの町をつくっていく。そして、子供たちにこの町の暮らしを受け継いでいく。そのような将来像を描き、それを実現するための道しるべとして第三次総合計画を策定することとしています。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

２番　小浦議員。

２番（小浦肇）

なかなか硬いビジョン、吉田町長ならではの内容だったかなというふうに思います。特に現在はコロナと地震と大きな災害といいますか変わったことがあって、分岐点であると。それは私も同感だと思っています。

それと、２０年間の実績を引き継ぎ、さらにそれを発展させていくという意思は伝わりました。

もう一つ、これは私もちょっと力を入れるところなんですけれども、関係人口あるいは交流人口を大切にされ、次世代の子供たちに受け継いでいくという、

そういう考えがある。それを理解いたしました。ぜひ実現させていただきたいな、発展させていただきたいなというふうに思います。

では、次の質問に移ります。

町議会議員時代に把握された課題と、町長の立場になって、そしてこの２か月間、現状把握をされたと思うんですけれども、現時点でたくさんある中で、町長として最も重要な課題は何かなということを１点でも２点でもいいんですけれども挙げていただいて、どのような考え方で取組されるのか、お答えをお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

吉田町長。

町長（吉田義法）

お答えいたします。

まずは、災害により被災し、今もなお仮設住宅に暮らしておられる方々の住まいの再建、復興住宅の建設を最優先に進めてまいります。

生活を再建していく上で、なりわいの再建も欠かすことができませんので、第１次産業をはじめ商工業の再建を支援してまいりたいと考えております。

また、販路の一つとして、ふるさと納税の拡大も図り、生産者の収入アップに加え、町の自己財源の確保を図るほか、生活再建を優先とした上で、未来への投資として郷土愛を育む特色ある教育の充実を図ってまいります。

未来ある子供たちには、地域伝統文化を守り、なりわいに対する理解や町の自然についても知ってもらい、広い視野を持って考えられる子供に育ってほしいと考えております。

そのほかにも子育て支援、医療、福祉、防災、産業振興と行わなければならないことは山積みであります。その都度、最優先順位をつけながら、スピード感を持って実現に向けて邁進してまいりたいと考えます。

これらを実行するには財源が必要でありますので、町財政とのバランスを図る必要があります。民間企業をはじめ、産学官金労言の連携が必要となるため、地域活性化起業人の登用や包括連携協定の締結などを積極的に行いたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

２番　小浦議員。

２番（小浦肇）

たくさん挙げていただきまして、どうリアクションしようかなと思いながら今聞いておりましたけれども、一番に挙げられたのは復興住宅だろうなと思われていますので、町民の方々といいますか、仮設住宅に入っている方々は当然ですけれども、復興住宅というのは大変注目しておりますので、ぜひしっかりと進めていただければなというふうに思います。

次の質問に移ります。

６月２日に石川県より５月１日時点の６市町の人口増減が発表されました。能登町は２４年１月１日比１，０９１人、７．６４％減、２５年１月１日比２４１人減の１．８５％というふうに報道されていました。これらのデータから、まだまだ流出が続いているんだろうなというふうに言えます。

そこで、町民の流出を防ぐべく、地域の活性化や雇用創出に向けて具体的にどのような施策をお考えでしょうか、お答えをお願いします。

議長（金七祐太郎）

吉田町長。

町長（吉田義法）

お答えいたします。

経済と産業の活性化につきましては、新たな取組といたしまして、今回補正予算でも計上しております石川県が行う起業促進事業とチャレンジ支援事業の上乗せ支援を行い、町外からの事業参入及び既存事業者の事業開拓支援を行いたいと考えております。

これまでに行っておりました創業継承支援事業もしっかり継続し、町の事業者確保に努めてまいります。

また、ホテル事業、養殖事業、再生可能ネルギー事業などの誘致についても取り組んでいきたいと考えております。

議長（金七祐太郎）

２番　小浦議員。

２番（小浦肇）

次の質問とちょっとかぶるところのご回答があったかと思いますけれども、チャレンジ支援事業を積極的に行うと。そして事業を継承するというところにも支援していただくということで、できるだけじゃなくて、強い支援をしていただくというふうに理解をいたしました。これをまたぜひ継続していただければなと思います。

ちょっと同じような話になるかも分かりませんけど、新町長として、地場産業である農業、それから水産業の振興について、さらに新しい特産物というところをプラスアルファ何かお考えでしたら、ここで述べていただければなと思います。

議長（金七祐太郎）

吉田町長。

町長（吉田義法）

お答えいたします。

１次産業の振興についてですが、当町では、まず被災した生産基盤の復旧をいち早く完遂させることを当面の目標としております。また、それに合わせて、経営の再建、継続に向けて被災した機械や設備等の再取得や修理についても支援してまいります。

このように、まずは被災前と同じ状態に戻すことに現在全力を注いでおりますが、再生期から創造期にかけて実施する１次産業の振興方針は、１次産品のブランディング、新規従事者の発掘、省力化に向けた機械施設導入支援を中心に据えたいと考えております。

具体例としては、既に市場で名の通っている天然能登寒ブリや船凍イカ、能登牛やブルーベリー、能登棚田米などの付加価値向上や、新規従事者の発掘では、首都圏で開催される１次産業就業希望者が集う就活イベントにて当町での就業を直接呼びかけるほか、省力化の機械導入では、無人草刈り機や自動運転の作業機械の導入の際に発生する初期投資の一部を支援するなどを計画したいと考えております。

また、１次産業従事者の所得向上に向けて、これまで推奨してきました６次産業化のほかにも、環境に配慮した生産で生じる付加価値を追求する経営や、生産活動で生じた不要物をエネルギー化、例えば燃料化して再度生産活動に利用するコスト抑制に向けた資源循環型の経営など、新たな取組にも目を向けて、将来的な可能性を検討していくことも必要であると考えております。

このほか、令和１１年度からの創造期には、震災からの復興のシンボルとなるブランド化された１次産品を広く全国にＰＲし、農協や漁協と協力しながら新たな販路開拓にも努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

２番　小浦議員。

２番（小浦肇）

１次産業の盛りだくさんな支援あるいは取組、これはぜひとも結果を出していただくことを求めて、次の質問に移ります。

公約の一つでありますなりわい支援事業についてですけれども、町長は商工関係者にも１次産業並みの９割補償を挙げられております。石川県が実施するなりわい再建事業の交付を受けた事業者で、県補助金の補助対象経費から県補助金の交付決定額を差し引いた額の２分の１を、上限は１００万円です。能登町なりわい再建事業補助金制度として挙げられておりますけれども、例えば、これは実際に私は相談を受けたんですけれども、３，０００万円の事業費でなりわいを再建したいなというふうに言われている方が、今の県の助成金では２，２５０万円、自己負担７５０万円。そこに町の１００万円をプラスということで自己負担は６００万円。そうしますと７割２分ということで９割に到達してない。６５０万円の負担といいますか自己負担。９割ですと３５０万円。

どうしようかな、待っとろうかなと。いやいや、それはいつなるか分からんよというような会話をしております。

９割になるようなさらなる制度を現時点でお考えなのか、または別な方法でお考えなのか。いずれにしても、たくさんの方が待っているわけではないにしても、私がうろうろしている中には３人ぐらいの方にこういうようなお話を聞きまして、実際に３，０００万というリアルに金額まで出されていましたので、９割にするということについて、現時点での町長のお考えをお伺いいたします。

議長（金七祐太郎）

吉田町長。

町長（吉田義法）

なりわい再建支援の９割補助について、お答えしたいと思います。

９割補助につきましては、実施するに当たり、支給済みの事業者に対しての追加補塡分と今後予定されている事業を含めますと、最低でも２億４，０００万円の財源が必要となります。町で把握していない事業者も入りますので、最終的にはさらに増加する見込みと思っております。町の財政的にも大変厳しい面があります。

私が議員時代も９割補助については求めましたけれども、町独自の予算を使って９割補助するということは難しいというふうに考えております。そのため、国へのさらなる支援の要望を継続し、財源の見通しが立ちましたら、支給割合を改正し、少しでも上乗せし実施していきたいと考えております。

以上です。

議長（金七祐太郎）

２番　小浦議員。

２番（小浦肇）

私も町の財政を考えると、そんな簡単なものではないなというふうには理解いたします。

また一方で、県、国などに要請していくとなると、時間もかかるし、またかなり難易度も高いのではないかなと思いますけれども、これはこれとして継続すべき課題だろうというふうに思います。

この後、また田端議員のほうからも質問されると思いますので、私はこれで終わっておきますけれども、実際にどうしようかな、待っておろうかなというふうに考えている方もおられますので、それだけはしっかりとお伝えして、次の質問に移りたいと思います。

次は、これも町長の公約に挙げられておりましたけれども、教育環境の充実として、特色ある教育の充実という言葉が挙がっておりました。

具体的に、どのような内容で、いつ頃取組をされているのかを、お答えをお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

眞智教育長。

教育長（眞智富子）

私のほうから小浦議員のご質問に答弁させていただきます。

当町で進めております特色ある教育は、ふるさと教育を大枠として、海洋教育、キャリア教育、郷土愛を育む教育などが主な柱です。これらにより、子供たちにたくましく未来を切り開いていける力を育成していきたいと考えています。

今年度も、授業では、総合的な学習の時間においてテーマに応じた探究的な学習を実施しております。課題の解決に向けて情報を収集し、地域の方々の思いや願いを知るとともに、地域の課題に進んで関わろうとする態度を育てていきます。ほかにも、社会、生活、道徳、外国語、特別活動などにおいても郷土について学びます。計画的に里山里海の自然や地域の歴史、暮らし、文化などを学び、職業体験など様々な教育活動を通して、郷土に対する誇りと愛着を育んでまいります。

また、今年度は、能登高校との海洋教育における連携の検討、他地域との交流の充実、能登里海教育研究所と連携した国際的な取組、本会議で上程しております児童生徒提案型事業など、子供たちが学校や地域の課題を考え、その思いを形にし、自己肯定感を高め、主体的に考え、行動できるように支援していく所存です。

当町の未来を担う子供たちの健全な育成のため、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

２番　小浦議員。

２番（小浦肇）

今、教育長の言葉を聞いていましたら、もう一回子供に戻りたいなあという思いぐらいに、楽しく、そして未来を切り開くというキーワードで行くと、できるものなら戻りたいなというふうに思った次第です。これは議事録に載せなくてもいいと思うんですけれども、勝手な意見を述べさせていただきました。

次に、未来ある子供たち、切り開く子供たち、子育て支援で、保育料、そして給食費の無償化を挙げられておりますが、実施時期と内容はどのようなものでしょうか、お答えをお願いします。

議長（金七祐太郎）

吉田町長。

町長（吉田義法）

ただいまの小浦議員の質問に答えさせていただきます。

保育料につきましては、現在６月までの保育料は、令和６年能登半島地震被害に係る保育所等の利用者負担減免事業による国からの財政支援にて、保護者への徴収は行っておりません。この震災による減免措置は令和７年６月までとなっておりますが、国の減免措置終了後も被災地の子育て世帯を支援することを目的に、令和７年度は７月以降も保育料を減免することとし、この６月議会にて保育料保護者負担分を全額減額とする予算計上を行っております。

保育料無償化につきましては、今年度中に検討すべき事項を確認し、協議した上、来年度当初予算に計上できるよう準備を進めております。

次に、学校給食についてですが、物価高騰が続く中、特に子育て世帯の経済的負担が増大しており、当町では令和５年度から学校給食費の約３割を補助、また令和７年４月からは町内の小中学校に在籍する２人目以降の児童生徒の学

校給食費に対し全額を補助するなど、段階的な支援を講じてきました。
しかし、これだけ急激な物価上昇が続く中では、さらなる負担軽減が必要であると判断し、令和７年９月から小中学校において学校給食を完全無償化する方針を固めました。
なお、完全無償化については、単に経済的負担を軽減するだけでなく、子育て支援策として、若い世代が安心して子育てできるまちづくり、さらには人口減少対策にもつながると考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（金七祐太郎）
２番　小浦議員。

２番（小浦肇）
前段にも述べましたけれども、人口流出の歯止めの策としても大きな効果が期待できるでしょうし、そして何よりも学校給食というのは積年の課題だったと思うので、大変子育て世代の町民の方は喜ぶんじゃないかなと思いますので、ぜひとも実現に向けてご努力を求めて、次の質問に移ります。
災害防災対策といいますか、それについて質問させていただきます。
この５月７日に、２７年ぶりに県から、９つの断層帯で将来大地震が発生する可能性があるとして被害想定が示されました。特に能登海岸活動セグメントは、能登町と穴水町に存在し、大きな被害が想定されるというようなことが発表されていました。
もちろん町民としても備えなどが必要なんですけれども、町としてどのような対応をするのか。そしてまた町民を巻き込んで、どのような示された内容に対応していくのかをお答えをお願いいたします。

議長（金七祐太郎）
吉田町長。

町長（吉田義法）
ご質問にお答えいたします。
議員がご指摘のとおり、石川県は５月７日、県防災会議の震災対策部会において、石川県地震被害想定調査を示し、地震被害想定を２７年ぶりに見直しました。この調査は、県内及び隣県に位置する９つの断層帯を対象に、震度分布、液状化危険度分布、急傾斜地崩壊危険度分布を作成し、能登半島地震前の建物、人口データ等を用いて、４４項目の被害予測を実施したものであります。

当町に影響の大きい断層帯として、能登海岸活動セグメント、能登半島北岸断層帯、七尾湾東方断層帯の３つがあり、その想定震度は７とされ、さらに海域活断層のため津波の被害も想定されております。

今後の町の防災対応でありますが、本年度は能登半島地震、奥能登豪雨の記録及び検証作業を進め、受援計画、災害時職員行動マニュアル、避難所設置・運営マニュアルなどの見直しに取りかかるほか、備蓄計画などの見直しを行います。

防災に係る計画やマニュアルは、それぞれが関連しておりますので、今回の地震想定見直しについても各種計画に反映させ、防災力の強化と実効性のある減災対策の構築を図ってまいりたいと考えております。

また、町の総合防災訓練においても、震災の教訓や課題を踏まえてより実践的な訓練となるよう、内容について精査しております。

そのほかにも、本年度に給水車、トイレカーの整備、パーティションと簡易ベッドの購入を行うほか、避難所キーボックスの設置など避難所関連の対策を行います。

震災の教訓を生かし、防災対策を行うことは、被災地である我々の使命であり、行政だけではなく、町全体、町民全員で備えていかなければならないと考えております。町民一人一人がそれぞれの被災体験から自分や家族の命を守るために何が必要か、地域として何をすればよいかを考え、ともに災害に強いまちづくりを進めていければと考えております。

万が一の備えは必要です。しかしながら、恐れているばかりでは明るい未来は切り開くことはできません。１，０００年に一度の大災害を経験いたしました。これより先１,０００年、能登にはあのような大災害が起こらないことを願い、新しいまちづくりを行っていきたいと考えております。

議長（金七祐太郎）

２番　小浦議員。

２番（小浦肇）

１,０００年に一度の震災というか災害を受けたわけですから。ただ、やはり私だけじゃないと思いますけれども、時間が経過すると、忘れるわけではないんですけど気が緩んでくるということでもありますので、町長が述べられたたくさんの施策は進めていただくということと、もう一つ、定期的にといいますか、どの頻度でやるかというのは、これも含めて考えていただいて、町民に自助努力をするというところをしっかりと押さえていただく。３日間、とにかく自助で頑張れよということを、またその感覚を検討といいますか、どうあるべ

きなのかということを町として、町独自でそれを決めていただいて、防災に強いまちづくりを目指していただきたいということを述べて、質問を終わりたいと思います。
以上です。

議長（金七祐太郎）
以上で、２番　小浦議員の一般質問を終わります。

休　　憩

議長（金七祐太郎）
ここでしばらく休憩いたします。１１時４０分から再開したいと思いますので、よろしくお願いします。（午前１１時２６分）

再　　開

議長（金七祐太郎）
会議を再開いたします。（午前１１時４０分再開）
次に、８番　市濱議員。

８番（市濱等）
８番議員の市濱であります。
吉田町長に対して、新しい新鮮な気持ちで質問をさせていただきます。
能登半島地震から１年と６か月、奥能登豪雨から８か月が経過をいたしました。町内全域、全町民が被災するという未曽有の大災害によって、多くの命と財産が奪われました。改めまして、お亡くなりになられた方々へのお悔やみと、被災された全ての方々へお見舞いを申し上げます。
先ほどから私が質問しようと一生懸命に考えておったのを４番議員と２番議員がしっかりと聞いていただきましたが、私のほうからも質問をさせていただきます。
私たちは被災地として、この震災の経験を今後の防災対策に生かさなければならないと考えております。
災害への備えとして、自助、共助、公助に分けられますが、それぞれについて、私が重要と考えることについて町の考えを問いたいと思います。よろしくお願いをいたします。
町の防災体制を問うということで、まずは公助でありますが、私は町の防災

体制の強化が不可欠だと考えております。現在の体制は総務課が災害対応の中心となると思いますが、総務課全体としては様々な役割があると思います。危機管理において、意識が分散されて十分に機能しない面もあるのではないかと危惧をしているところであります。

能登半島地震においては、初動体制や災害対策本部体制が大変見えづらく、不透明であったのではないかと感じております。その点の反省を踏まえて防災体制を強化し、あらゆる災害に備えることが急務ではないかと思っております。

私は、令和３年９月議会においての一般質問でも述べさせていただきましたが、現在、総務課の一室である危機管理室を例えば危機安全課など課に昇格し、防災・減災対策を専門とする組織として人員を増員して体制を強化することが求められているのではないか、最優先ではないかと考えております。

当時の答弁では、組織の協力体制をさらに強化し、個々の職員の研さんを一層積んでいただくことで対応するとのことでありましたが、例えば今年、石川県では、本年度から危機管理監室を危機管理部として部に昇格をしております。自衛隊ＯＢや消防局長経験者などを配置して関係機関との連携体制を強化するなど体制強化を図っています。また、ほかの市町においても危機管理監とポストをつくって自衛隊や警察ＯＢを採用するなど、防災体制の強化を図っております。

職員数が減っていく中で、人員の確保が厳しい状況であることは重々承知しておりますが、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。町の考えをお聞きします。

議長（金七祐太郎）

吉田町長。

町長（吉田義法）

市濱議員の質問にお答えいたします。

まず危機管理室の体制について説明をいたします。

総務課内にある危機管理室ですが、震災前は４名体制でありました。能登半島地震発生後は、すぐに経験者１名を転属させ、５名体制で初期対応に当たりました。

しかしながら、災害対策本部運営、避難所運営、物資管理、各課との調整、関係団体の調整など、災害で激増する業務は危機管理室だけで担うことはできずに、総務課全体で分担をしてきました。現在は中長期派遣職員３名を含む８名体制としており、災害対応の検証、記録、各種計画の見直しなど、防災体制の見直し作業を進めています。

危機管理室を課にすることによって、防災体制の強化を図ることができるとともに、災害対策本部内における指揮系統も明確化することができると考えております。

しかしながら、昨年度に復興推進課、本年度に復興住宅課を新設し、まさに復旧・復興に向けて役場の体制を整えているところであり、今後の課の再編については、復旧・復興、被災者支援の進捗状況を踏まえ、考えていきたいと思います。どうぞご理解ください。

議長（金七祐太郎）

８番　市濱議員。

８番（市濱等）

大変前向きな答弁をいただきました。期待をしたいと思います。

先ほども４番議員、２番議員もお話しされておりますが、町長は６月議会提案理由の説明の中で、大規模地震に対して、県も国の指針を踏まえ、想定の見直しを図ったと言われています。

能登海洋セグメント、能登半島北部断層帯、七尾湾東方断層帯が発生した場合、当町の一部でも震度７の揺れが想定されるとされていて、甚大な被害が想定されております。

能登半島地震の経験を踏まえて、現実的、効果的な対策、実践的な防災訓練を通じて備えの強化に努めると力強い思いを語られました。

この思いを現実にするのは、強固な組織づくり、徹底した住民への周知であると私は思います。どうかこのことに通じる組織の強化、早期実現を期待をしております。

次に、能登半島地震、能登豪雨災害の経験を今後の防災計画にどう生かすかということでお尋ねをいたします。

被災者が最も困っていることとして、水、トイレが挙げられます。町は、この水対策、トイレ対策にどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

飲料水の確保に補助制度が創設されようとしておりますが、水道未設定地区のみだけであります。震災、緊急時に水道施設も破損します。水道布設地区でも井戸水は必要と考えますが、どうでしょう。答弁をお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

山下総務課長。

総務課長（山下栄治）

では、答弁させていただきます。

まず水とトイレの対策についてでありますが、これは避難所におけるまずは備蓄等についてお答えさせていただきます。

現在、備蓄計画の更新業務に着手しておりまして、備蓄倉庫や各指定避難所の備蓄品や、その数量について検討を進めております。

水や食料は、震災前の数量を確保できておりますが、新たな備蓄計画に基づきまして速やかに備蓄品を各指定避難所に再配置してまいりたいと考えております。

さきの町長答弁にもありましたとおり、今年度においては給水車とトイレカーを整備するなど、ハード、ソフト両面で対策を強化してまいります。

また、市濱議員が申されましたとおり、水道施設等につきましては、こういった未曽有の災害がありますと断水する可能性というのは非常に高いものでございます。また、水道未整備地区におきましても、その原水等が枯渇する場合も考えられます。

よって、町では、水源確保のための井戸に対する助成、支援というものを制度化いたしました。いま一度この制度を利用しまして、防災井戸という観点からも、この制度を利用してぜひ整備に取り組んでいただけますようお願いを申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。

議長（金七祐太郎）

８番　市濱議員。

８番（市濱等）

前向きな答弁でありますが、金沢市などは大桑町に広大な防災広場をつくり、水の備蓄、そして強固なトイレ下水処理の設備を完備しております。

震災前、私も白丸公民館下において、公民館関係者とともにこの施設を視察計画書を町に提出いたしましたが、残念ながら実現しなかったのでありますが、地域に１か所これも必要と考えます。大変参考になると思いますので、視察されて検討をお願いをいたします。

次に、災害時に自分の家族や身の安全を守る自助についてであります。

大災害が発生した場合、道路や水道などのインフラ、役場などの公共施設、職員も被災するため、公助には限界があると言われております。最低３日間、役所からの支援がない前提で備える必要性が説かれております。

この３日間、住民が意識して備えるものは何か、どのように備えるべきか、その考えをお聞きいたします。

議長（金七祐太郎）

山下総務課長。

総務課長（山下栄治）

先ほどの質問におきまして、町の水とトイレの対応についてご答弁させていただきました。

一般家庭の備蓄においても、水や食料品などの確保は気がつきやすく、また備蓄されている方も多いのではないかと考えております。近年は、消費しながら常に一定量を備蓄するローリングストックという考え方も普及してまいりました。

大規模災害時、断水や停電が発生した場合は、不自由で我慢を強いる生活となります。このような状況であっても、我々人間として我慢することができないのがトイレだと考えております。さらに、災害時には緊張やストレスでその回数が増えるとも言われております。

能登半島地震を振り返ってみても、一番困ったこととしてトイレを挙げる方も多いのではないでしょうか。それだけ災害時におけるトイレ問題は重要な課題であると認識しております。

災害時のトイレ対策として、仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレなどがございます。家庭での対策においては、凝固剤とビニール袋のセットである携帯トイレの備蓄が非常に有効ではないかと考えております。例えば、１人１日１０回使用として１０日分備えるなどの用意をしていただければとも思います。

議員のご指摘のとおり、大規模災害時は役場も職員も被災します。住民の皆様には、公助には限界があることを前提として、家庭での備えをいま一度ご確認いただきますようお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

議長（金七祐太郎）

８番　市濱議員。

８番（市濱等）

皆さん、９月１日は防災の日と認識は多くの方が御存じだと思いますが、防災用品点検の日が制定されているのは、あまりよく知られていないのではないかと思います。毎月、３月、６月、９月、１２月の１日、１年に４回は防災用品点検の日として制定をされております。防災グッズなど準備万端だとしても、時が経てば賞味期限や使用推奨期限が済んでしまい、いざというときに役に立たないケースなどもあります。

住民、町民の皆様にお願いです。３月、６月、９月、１２月の１日には、改

めて備蓄品の見直しをしましょう。見直す習慣をつけましょう。
次に、隣近所で助け合う共助について伺います。
私は常々、地域のつながりが最も大切だという考え方であります。隣近所が協力し合える環境づくりが最重要だと認識をしております。
ことわざに、遠水は近火を救わずということわざがあります。この言葉どおり、隣近所が最優先であります。
震災以前から、町は防災士の育成や自主防災組織への支援などに取り組んできたことに対して、私は心から敬意を表したいと思います。取組の結果、各地で結成された自主防災組織、自分たちの地域の危険箇所を洗い出し、避難看板を設置するなど、地域ならではの課題を考え、地域の防災力向上に大いに貢献をしました。能登半島地震の際にも、声をかけ合っての避難や倒壊家屋からの救出など、多くの命が守られました。
しかしながら、この震災で隣近所がばらばらになり、これまでと同じような活動が難しい地域もあると思います。町として、今後、地域の防災力を強化するためにどのような対策を考えているか、お聞かせを願います。

議長（金七祐太郎）
吉田町長。

町長（吉田義法）
市濱議員のご質問にお答えいたします。
自主防災組織とは、災害対策基本法において、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織として位置づけられており、まさに共助の中核を担うものだと考えております。
能登半島地震の際には、発災直後の避難誘導、救助活動、避難所運営、物資の配布など、多岐にわたって各地区の自主防災組織が機能し、その重要性を再認識しているところであります。
町では、地域の防災力を強化するため、震災前から進めてきた自主防災組織の設立支援、運営支援のほか、自主防災組織の中でリーダーとなる防災士の育成をさらに推し進めてまいります。
具体的には、本年度予算において自主防災組織育成事業の見直しを行い、設立補助の拡充のほか、新たに５年に一度の資機材更新補助を加えました。更新補助は、能登半島地震において地区の防災倉庫が空になっているとの声を踏まえて、初回のみ３０万円までを全額補助としております。本事業を活用され、震災の経験を踏まえて地区に必要な資機材を更新するとともに、防災訓練など自主防災組織の活動を活発化していただければと思っております。

また、地区人口が減少し、これまでと同様の活動ができなくなっているような自主防災組織につきましては、近隣の自主防災組織との連携強化も重要であると考えております。そのような場合は危機管理室にご相談いただければと思います。

また、自主防災組織は各地区に設立されることが望ましく、集会所を新たに建設する町内会で自主防災組織が未設置の場合には設立を呼びかけたいと考えております。

自主防災組織と同じく、共助の要である防災士においては、町防災士会を中心として避難所運営やボランティア活動にご協力をいただきました。引き続き各種団体に資格取得の呼びかけをするとともに、町職員の災害対応力を強化するため、防災士講座受講を職員研修に組み込むなど、さらに防災士の育成に努めてまいります。

その上で、私も防災士育成の講座を今年度受講する予定としておりまして、既に予定に入れております。どうぞご理解ください。

休　　憩

議長（金七祐太郎）

市濱議員の一般質問の途中ではございますが、ここで一旦、暫時休憩いたします。

午後１時より市濱議員の一般質問から再開いたします。よろしくお願いします。（午後０時０３分）

再　　開

議長（金七祐太郎）

会議を再開いたします。（午後１時００分再開）

８番　市濱議員。

８番（市濱等）

ありがとうございます。

先ほどの答弁についてですが、手厚い支援、そして町長が前向きに防災士になろうという大変前向きな答弁をいただきました。私は全てのことに通じると思いますが、気づき、答弁に対して危険が感じられたとき、すぐに手を打つ。このことが大切と常々思って対策を立てるようにしております。どうか精力的に、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

次に、お知らせでありますが、次の日曜日１５日ですが、２階里山ホールにおいて防災士の総会、その後、宝達志水町危機管理監による防災に対する講演会が開催されます。ぜひ聞いていただければと思います。番宣ではありませんが、よろしくお願いします。

次に、震災後、公費解体の都市計画、町並み形成の町の考え方をお聞きします。

現在、公費解体は公の費用で、私の目では順調に進んでいるというふうな感じをしております。しかし町なかでは、ほとんどが基礎境界部分のコンクリートが残されたままであります。これは境界を決定する重要なあかしになるものと私は理解をしておりますが、このまま長期において現状の姿では復興というイメージが湧いてこないのであります。まるで戦火に遭った焼け野原の感じがしてなりません。

町のイメージを復興に持っていくには、この現状をいち早く解消すべきと考えるものであります。双方で協議の上、境界が決定した後は、ある程度の公費も投入して、この景観、現状を解消することを考えます。町の考えをお聞きします。

議長（金七祐太郎）

折坂住民課長。

住民課長（折坂昭夫）

市濱議員のご質問にお答えします。

公費解体事業での解体では、主な解体物は建物と定義があり、周辺の構造物については状況に応じての撤去となりますので、必ず撤去できるものではございません。

議員がおっしゃるとおり、個人の用地境となっている構造物につきましては、本人と現地で立会いし、了解の下、公費解体後に用地が確認できるよう残すようにしております。

なお、この構造物は個人の所有物となるため、撤去する際には双方どちらかの負担もしくは折半となります。また、現時点での補助制度はございません。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（金七祐太郎）

８番　市濱議員。

８番（市濱等）

補助制度はないということであります。しかし現状を放っておくと、やはり何か先ほど話しましたが、戦火の跡というふうなイメージが残ります。できるだけ何か見つけて対応していただければありがたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

前の質問と関連すると思いますが、新しい住宅もあちこちに建ち始めております。将来の町並みを想定し、都市計画、町並み形成において能登町独自の計画を策定し、新しい町並みを創造することを私は考えます。

例えば、能登町独自の道路後退線、一定の箇所にコミュニティ広場など道路幅を広くして、車社会と住民の生活しやすい空間を創造した都市計画構想が今後求められると想像します。今後の復興計画とともに想像すればと考えます。

また、町家、市街地では、宅地の境界が双方の外壁である場合が数多くあります。防災、防火上、極めて問題があると考えます。このような現状を解消するために、建築基準法には規定があると思いますが、町並み空間の安心・安全を考えて双方の後退線を設けることが重要と考えます。考えをお聞きします。

議長（金七祐太郎）

吉田町長。

町長（吉田義法）

市濱議員の質問にお答えいたします。

法律で定められた現段階での都市計画や建築基準についてでありますが、町独自の道路後退線の設定については、現在、当町における都市計画区域内において、都市計画法による都市計画道路として計画決定されている路線では、計画幅員は道路後退線も広く設定されております。

都市計画道路でない道路では、幅員が４メートル未満の狭い道路に接道して建物を建築あるいは再構築する場合は、建築基準法により、防火目的で道路の幅を広げるために道路の中心線から４メートル敷地を後退しなければならないという規制があります。

都市計画決定されていない道路の後退線は、都市計画区域内で法律より厳しい町独自の法的規制の設定や、その規制による道路幅員を広く取った町並み形成は極めて困難であります。

また宅地との境界についても、民法により互いに５０センチ確保して建物を建てなければならないと定められており、こちらにつきましても火災時の人の動線確保などのためのものであり、議員ご指摘のとおり、防災、防火上の観点から法律に定められております。

なお、今年度から小学校区ごとに地区別の復興まちづくり計画を策定するため、それぞれ協議会を立ち上げ、先月末から年内完成に向けて協議を始めております。同計画は、各地域の個性や特徴を生かした復興まちづくりを具体的に進めるため策定するものです。

復興まちづくりにつきましては、先ほど申し上げた様々な制約条件の下での取り組みとなりますが、議員ご指摘の安全性や機能性も考慮しつつ、長期にわたって自らが住み、また次世代が住み続けられる場所として、誇りや愛着を持てるふるさとを再生していくことが重要だと考えており、そのような観点を見失うことなく、まちづくりを進めていきたいと考えております。

議長（金七祐太郎）

８番　市濱議員。

８番（市濱等）

私は、小さな港まちでも町並み形成、計画次第で安心・安全なまち、観光客が好んで訪れる空間、景観ができると思っております。どうか建築基準法だけではなく、このような発想も加えて町並み形成に取り組んでいただくことをご期待を申し上げます。

次に、固定資産税、都市計画税についてお尋ねをいたします。

課税に対しては、能登半島地震、奥能登豪雨の発生以前の従来どおりの算定方式で課税されるのか、お聞きしたい。

町税全般では、６年度、７年度、５．４％減の予算編成でありますが、この程度の落ち込みで推移するのか非常に疑問でありますが、特に固定資産税においては９．１％、都市計画税においては６．７％の減少が見込まれておりますが、果たしてどうなのか。これも疑問に思っております。

なぜかといいますと、公費解体が順調に進んでいて、多くの建屋が姿を消しております。従来、固定資産税は建屋と土地、バランスを取り課税されていましたが、建屋を取り除くと、土地に対する課税比率がアップして課税されていたと思います。

今回、震災により多くの建屋が解体され、宅地のみ残されております。この現状を見たとき、住宅に対して従来どおりの課税方式では町民の理解が得られないのではないか、このように考えます。何か対策はあるのか、お伺いいたします。

また、これに上乗せする都市計画税についても同様かと思いますが、詳しくお聞きいたします。

議長（金七祐太郎）
　蒲田税務課長。

税務課長（蒲田政彦）
　市濱議員の質問に答弁させていただきます。
　まず、令和６年度から令和７年度までの固定資産税及び都市計画税の減収相当分につきましては、普通交付税により国から補填される状況であります。
　次に、住宅が建っている土地の固定資産税については、住宅用地の特例措置として税額が軽減されています。通常、住宅を取り壊した場合は特例の適用がなくなり、税額の軽減措置が受けられなくなります。しかし、震災により滅失、損壊した住宅の敷地については、罹災証明書での被害の程度が半壊以上で住宅を取り壊した場合、令和６年度、令和７年度に限り住宅用地とする特例措置があり、都市計画税についても同様の対応となります。
　令和８年度以降において、その特例措置が延長されるかについては、今後、国の動向を注視していきます。

議長（金七祐太郎）
　吉田町長。

町長（吉田義法）
　先ほど私が答弁した中で、誤りがありましたので訂正いたします。
　都市計画道路でない路線では、幅員が４メートル未満の狭い道路に接道して建物を建築あるいは再構築する場合は、建築基準法により、防火目的で道路の幅を広げるために、道路の中心線から２メートル。先ほど私ここを４メートルと申し上げましたが、中心線から２メートル、敷地を後退しなければならないという規制があります。
　訂正いたします。

議長（金七祐太郎）
　８番　市濱議員。

８番（市濱等）
　税に対して、しっかりと答弁をいただきました。ありがとうございました。
　これで私の一般質問を終わります。

議長（金七祐太郎）

以上で、８番　市濱議員の一般質問を終わります。
次に、１１番　河田議員。

１１番（河田信彰）
限られた時間ですので、町の考えをお聞かせいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
初めに、昨年夏からよくマスコミに取り上げられています米問題についてお聞きします。
昨年、農家にとっては、米を作っても経費がかかったり、米の価格が低下していたことで採算割れになったり、資材や肥料などの生産コストが高騰するなど経営を圧迫し、離農や廃業により農地の荒廃が拡大してきたと考察されます。もちろん高齢化や後継者不足といった自然減圧縮の問題はありますが、今回の災害などで、この影響により拍車がかかったようにも思われます。
このように、当町でも様々な要因により作付面積は年々減ってきていると思われますが、昨年夏頃からの米の値上がりで、生産者にとってはようやく利益が出る水準になってきた側面もある一方で、家庭、消費者にとっては直接生活に影響する事態となっています。
そこで、この全国的な米問題について、当町でも他人事ではないと感じていますし、子供たちの給食や飲食店、食料品への影響も無視できないと思います。
国も、この問題についてはいろいろと手をこまねいているように感じますが、町として町内における米の価格や販売店の在庫状況、販売状況などの調査をしたことはあるか。また、何らかの支援や対策を考えているのであれば、お聞かせください。

議長（金七祐太郎）
仲谷農林水産課長。

農林水産課長（仲谷宗）
河田議員の質問にお答えさせていただきます。
今のところ、町には米の在庫や価格に係る相談や問合せは今のところございませんし、国や県からも、この問題に対する調査や具体的な支援などの情報も届いておりません。
町として現状を調査しているかとのことですが、現在、町内にある小売店などに対し、アンケートや電話連絡などによる調査は行っておりません。これは、それぞれで取引先や購入先、仕入れ価格が異なり、銘柄や販売方法なども小売店それぞれで確立されており、町として相対取引価格、それとか数量などは把

握していないのが現状であります。
　しかしながら、農業の経営全般を指導、支援されている町内の農協さんとは、意見交換を含めて日頃から情報を伺っており、奥能登における米の販売価格についても、昨年８月頃から急激に上昇している状況は把握しております。
　町独自の支援や対策については、今のところ具体的には考えておりませんが、国や県の動向を注視しながら、影響が長期化するようであれば、県の町長会や全国町長会を通じて国に対応を求めていきたいと考えておりますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

議長（金七祐太郎）
　１１番　河田議員。

１１番（河田信彰）
　ありがとうございます。個別の調査はしていないが、町内においても価格が８月頃から急に上がってきているということですね。
　私は当然、事業を推進する上では、計画的、継続的な実施でなければならないと思っておりますが、時には町の施策として、機動的な事業を実施することも必要だと考えます。
　そこで、例えば、ある一定水準価格を上回った場合に、その差額を町が補塡する仕組みを考えることはできないかと思うわけです。
　一方で、生産者には頑張って米をたくさん作っていただき、余剰分が出た場合は、町が直接生産者からその余剰米を買い上げ、大規模災害などに備えて備蓄をしていくことは可能か。そして、期限化した米を保育所や小中学校の給食などに利活用することで無駄をなくすことはできないだろうかと考えますが、町の見解をお願いいたします。

議長（金七祐太郎）
　吉田町長。

町長（吉田義法）
　ただいまの河田議員の質問にお答えいたします。
　米の価格が一定水準価格を上回った場合の差額の補塡につきましては、現在、米のみならずほかの商品も値上がりしている状況の中、米のみに補塡するというのは考えておりません。
　また、町として米を備蓄することは、保管場所の確保や品質等の維持管理、仕入れ先や仕入れ量の確保、保存期間後の活用方法など、あらゆることを総合

的に考えていきますと、実施は難しいと考えております。
議員がおっしゃるように、米の価格問題については、消費者対策と生産者対策のバランスが大切で、今回の価格問題も消費者需要に対する供給不足が起因していると感じております。
数多くの農地が被災した当町ですが、需要に適した供給ができるようにするためにも、災害復旧事業などによる農地や農業用施設の早期復旧がとりわけ大事でありますし、安定した米の生産を継続していくためにも、生産性を高めるような基盤整備や生産コストを抑制するような取組を今後も支援していきます。
生産者皆様のたゆまぬ努力と、これら関係機関のバックアップによる安定的で継続的な米の生産こそが長期的な消費者対策とつながるものと考えております。

議長（金七祐太郎）
１１番　河田議員。

１１番（河田信彰）
現状によっては、一時的に町内の供給に回す対策も必要だと思いますし、町民が求めていることを町が実施することは極めて正しい判断だと思っております。
広く町内外の現在の状況を把握し、今後の対策について、また空振りを恐れずに早め早めに検討していっていただければなと思います。
昨年１月１日に発生した未曽有の大震災から、はや１年５か月がたちました。道路や農地等の応急的な復旧が進み、少しずつではありますが生活環境や生活基盤が確保されつつあるように感じております。
一方で、多くの家屋が解体され、道路の陥落や沈下、山や川などの悲惨な災害がまだそのままの状態である箇所も多く、町並みや風景が大きく変わり、大変寂しく、また不安でもあります。
そのような中、町民の住居については、応急仮設やみなし仮設住宅への入居など一定段階はクリアしたと安堵しておりますが、今後、生活再建、自立への大きな課題がのしかかってきております。
これは仮設住宅にお住まいの方だけではありません。震災後も自宅で生活をしている方々も、何らかの生活に不便を感じておられると思います。
特によく聞く声が、建物がこんなにひどく被災しているのに一部損壊の判定にしかならない。どこから直せばいいか分からない。業者も知らない。業者には言ってあるが１年後と言われた。そもそも直すお金がない。今直してもまた地震が来たら無駄になるなどの本当に悲痛な叫びが多いと思います。

そこで今回は、あえて自宅、在宅で生活をしている方々への支援についてお聞きします。

一部損壊と判定された方でも、生活をするまでにかなりの費用がかかったと言っておられる方もいます。それが半壊以上の住宅になると、復旧までに相当の修繕費用と時間を要することが想定されております。

費用などの生活再建への支援はもちろんなのですが、私が心配しているのは、またいつ災害が発生するか分からない状況において、あえて言いますが、危険な住宅に生活していて本当に大丈夫かということです。心配なら仮設に申し込めばいいと切り捨てればそこまでですが、様々な理由により自宅に残って生活されている方も多いかと思います。

今後の災害に踏まえ、町民の安否確認や避難状況を把握していく上でも、現在の住民生活の実態を把握することは町の務めだと思います。

そこでお聞きします。最新の能登町における住家の被害で半壊以上の判定を受けた住家は何件で、うち公費解体と自主解体の申請が出ている件数はどれだけか。また、被災者生活再建支援制度や住宅の応急修理に関する補助申請件数はどれくらいか、お聞かせください。

議長（金七祐太郎）

折坂住民課長。

住民課長（折坂昭夫）

河田議員のご質問にお答えします。

危険建物ということですので、住家と非住家を合わせた建物で半壊以上の罹災判定が出ている件数をお答えします。いずれの数値も令和７年５月３０日現在の数値となります。

地震が５，５７３件、豪雨が２５件、合わせて５，５９８件です。うち公費解体の申請件数は、地震が２，６２８件、豪雨１２件、合わせて２，６４０件となります。自費解体は、地震が４２件、豪雨がゼロ件となっております。

次に、被災者生活再建支援制度への申請は、地震では国の基礎支援金が６１０件、国の加算支援金が１７９件、県と町が支援している独自加算支援金は１１８件となっております。豪雨での申請は、県と町が支援している独自加算支援金が１件となっています。住宅の応急修理に関する補助につきましては、半壊以上が１６８件、準半壊が４３４件となっています。

以上です。

議長（金七祐太郎）

１１番　河田議員。

１１番（河田信彰）

住家だけの情報が欲しかったんですが、半壊以上の罹災判定が出ているのが５，６００件程度で、うち公費解体の申請が２，６００件程度ですね。そうすると、３，０００件程度が修理などが必要となる物件ということですかね。そのうち生活再建支援制度や住宅の応急修理への補助申請が出ている件数を差し引いても、まだ相当の数の住宅が手つかず状態と言えるのではないでしょうか。

罹災証明で半壊以上の判定を受けた件数から公費解体などの申請件数を差し引いた数が住宅、在宅生活者とは一概には言えませんが、応急修理が完了した、または現在修理中の住宅数を差し引いても、まだまだ多くの住宅が危険な状態だと思われます。

半壊とは、一見すると完全に建物が壊れていないものの、そのままそこに生活をするのは安全ではないという判断レベルです。また、構造的な損傷があり、安全に存続することが難しいとされる区分です。

まずは町のほうで自宅、在宅生活者の現状をしっかり把握し、生活再建に向けて一人一人に寄り添った対応をしていただきたいと思います。

町民の中には、明日の生活もままならない方もいらっしゃるかもしれません。家族も親戚もいない、近所の方もいなくなり、行政に頼るしかないんです。危険な状況、不便な生活から一刻も早く回避できるよう町からのサポートをお願いして、次の質問に移ります。

次に、指定緊急避難所と町が整備した緊急避難路についてお聞きします。

ご承知のとおり、指定緊急避難所は、災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所であり、災害対策基本法に基づき、災害種別ごとに市町村長が指定するものです。また、緊急避難路については、東日本大震災における大津波による甚大な被害を受け、全国で津波避難に関し、高台につながる避難路として整備をされ、当町でも沿岸線の平地から高台への避難場所への移動手段として何路線か整備されていると記憶しております。

当町のホームページで改めて確認しました。指定避難所については、暫定的ではありますが使用できない施設などの明記がなされているものの、指定緊急避難所については被災前から変更がないように見えました。指定避難所についても、被災している場所や、中には仮設住宅として使用している場所、さらにはその避難所までのルートが被災し、そもそも避難が難しい場所などが見受けられます。また、緊急の避難路についても、そういった現状があるかもしれません。

いつ起こるか分からない災害に備えて、住民が避難できる安全な経路、場所

を整備することは行政の務めだと思いますし、正しい情報を伝えるのも行政の義務だと思います。

町では、被災後、もちろん全ての緊急避難所や緊急避難路を点検し、災害状況や使用のありなしを確認しているとは思いますが、その調査結果と現在の対応状況をお聞かせください。

議長（金七祐太郎）

山下総務課長。

総務課長（山下栄治）

それでは、河田議員のご質問に答弁させていただきます。

緊急避難場所は、施設と場所を合わせまして１４９か所を指定しております。そのうち施設は、学校や公民館など避難所と重複したものを含め９３か所指定しております。避難場所といたしましては、高台の神社周辺や公園など５６か所を指定しております。

議員からのご指摘がありました点検については、公共施設のほうにつきましては点検は行っておりますが、神社周辺など民間施設の点検につきましては、いまだできておりません。また、津波対策として整備した２４か所の避難路につきましては、こちらは地区の管理となっておりますが、まずは今後、早急に町で緊急避難場所や避難路の点検、状況を把握いたしまして、管理を行う地区や施設所有者との情報共有に早急に努めてまいりますので、ご理解願います。

議長（金七祐太郎）

１１番　河田議員。

１１番（河田信彰）

全て調査していないということですが、それは何か理由があるのでしょうか。また、町が指定した避難所や整備した避難路については、人任せではなく、町でしっかり調査、点検をして、いざというときに町民がパニックにならないよう正しい情報を町民に提供してほしいと思います。

そして、もし危険な箇所、使用できない経路や施設がある場合は、初期対応として使用禁止や通行禁止などの立て看板を設置するなど、住民への注意喚起を徹底してほしいと思います。その上で、町の防災情報を正しく更新し、改めて自分の地区の避難ルート、避難場所を確認し、平時からの備えにしてほしいと希望しますが、町の見解をお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

山下総務課長。

総務課長（山下栄治）

緊急避難場所等に関し、石川県建築士会能登支部に依頼した建物点検で使用不可となった集会所が１１か所ございました。その情報は区長へ速やかに周知いたしまして、解体や現在修繕対応を行っております。また、内浦体育館など指定避難所等となっていた施設については、暫定避難所一覧のチラシを全戸配布いたしまして、使用できない施設を周知いたしました。

避難路点検や地区からの情報提供により危険箇所を把握した場合は、その周知に速やかに対応してまいります。

先ほどから議員からご指摘のとおり、避難経路でありますとか避難所については、これは我々行政の責務において安全性であるとか通行の有無については早急に把握すべきものだと認識しております。今後は早急に取り組み、また繰り返しになりますが、その情報周知につきましては、いち早く周知してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

議長（金七祐太郎）

１１番　河田議員。

１１番（河田信彰）

総務課長、またその辺よろしくお願いします。

町民の命を守るためには、現実に即した柔軟な対応が求められます。避難場所や避難路は、住民にとっては命のかけ橋でもありますので、また平時の際も場合によっては子供たちが遊び場として使用したり、農地への通路に使用したり、町内や観光客の方が使用することも大いに考えられます。早期の対応にまた期待しております。

最後に、今後の復旧・復興に向けて私の思いを述べて、質問を終わりたいと思います。

先日、これまでの大震災である阪神・淡路大震災や東日本大震災の被災後１年後、２年後はどうだったかと思い、ネットや特集誌などで振り返ってみました。被災地では、倒産や閉業といった地域産業が停滞し、労働者不足、雇用不足といった就労人口の低下に追いやられた現状がありました。そのため、復旧から復興にかじを取るときに、やってはいけないのが拡大再復興だということでした。人口や産業が縮小するのを前提に、まちづくりや産業構造を考えなければならないということが、これまでの災害から学んだことであります。

町では既に復興計画を作成していますが、復興計画は夢物語ではいけません。そして、町民の感情を無視するような事業の実施はやっていけないということです。なぜなら、復旧は時間との勝負ですが、復興は時間と環境、そして人だと思います。

現在の１万円札の顔である渋沢栄一が大正１２年の関東大震災後に言った言葉ですが、「この大変化の機会に於いて精神の復興を期しなければ、如何に物質的復興を計っても真正なる文明を実現することは不可能である」と。復興する上で家や道路を立派にするというような物質的復興はもちろん必要なことではありますが、人の心の復興も第一としなければならないということです。

さらに、「渋沢栄一訓言集」という本の中にこう言っています。「逆境に処しては断じて行え。決して惑うてはならない」。

逆境やピンチにいかに力を発揮できるか、張り切れるのか、恐らくこれが新町長、そして私たち議員に課せられた使命だろうと思います。町民が路頭に迷うことがないように、しっかりとした対策と政策で、一刻も早く地域に以前の活気と笑顔が戻ることを期待し、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（金七祐太郎）

以上で、１１番　河田議員の一般質問を終わります。

次に、１０番、酒元議員。

１０番（酒元法子）

それでは引き続きまして、質問に入らせていただきます。

私は、地域防災計画の見直しについてお尋ねしたいと思います。

昨年１月に発生した能登半島地震では、能登町にも大きな影響を受けました。被害を受けられた町民の全ての皆様に心よりお見舞い申し上げるものであります。

震災後、国をはじめ全国の自治体等やボランティアの皆様から多大な支援を受け、町民の皆様が復興へ向けて動き出しての今日であります。震災の前と後をよく御存じの吉田町長が新しい能登町の指揮を執ってくださることに大きな期待をいたしております。

そこで、震災前と震災後にわたり大きく環境が変わった現在、この町をどのように発展させていくおつもりであるのかについて、お尋ねしてまいります。

住民の生活をはじめ、観光産業、農林水産業等に数え切れない課題が山積しているところではありますが、まず何を一番の課題と認識し、どのように臨んでいくおつもりなのでしょうか。

昨年、震災が発生してより、町民からの様々な要望を町にお伝えしてまいりました。また、能登町地域防災計画に沿っていない給水支援やトイレ設置、避難場所設置、住民からの要望があっても応じることができなかった行政の姿勢についても度々指摘させていただきましたが、速やかな解決とはなりませんでした。

全くの陸の孤島の時期であった最初の１週間であるならばともかく、皆さんが願う一日も早い生活再建が遅れたことは、行政システムとしてはあってはならないことであると考えます。

町の情報発信も能登半島内の他の自治体に比べて大変に遅れておりました。もちろん自宅の損壊や被害を顧みず現場や職場に懸命に働いてくれていた職員の皆様には、胸を打たれること度々、大変だったと思います。特にご家族の方々はどんな思いであったかなと思うと感謝しかございません。本当にお疲れさまでした。

いざというときには、町長の判断を待たずとも職員一丸となって動くことができるように地域防災計画があるにもかかわらず、トップの判断を優先したことで、町の復興に大きな遅れが生じたのではないかと思うと、残念でなりません。

そこで、今回の能登半島地震を契機に、いま一度地域防災計画を見直し、安全・安心な能登町をＰＲすることが未来に向けての１丁目１番地であると考えます。今回の震災で最大級の被害を受けた自治体であるからこそ分かるノウハウを詰め込み、何が起きても大丈夫な能登町を築いていただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

議長（金七祐太郎）

吉田町長。

町長（吉田義法）

酒元議員の質問にお答えいたします。

地域防災計画の見直しですが、計画では令和８年度に見直しを予定しております。町では、昨年度実施した能登町・兵庫県立大学・三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社との共同研究を参考に、今年度、能登半島地震、そして奥能登豪災害対応の記録及び検証業務を実施しております。この２つの結果を踏まえ、地域防災計画等各種防災関連の計画を順次見直していく予定であります。

検証業務では、災害対応の課題を整理し、その解決に向けた各種計画の策定に取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

町は、国、県が示す防災計画を基本とし、また検証結果も踏まえ、町独自の地域防災計画とし、見やすい、分かりやすい計画となるよう作成していきたいと考えております。

いま一度原点に返り、自助、共助、公助を新たな地域防災計画で詳しく記載するとともに、共助である自主防災組織の支援拡充を今年度より行っており、防災士育成にも力を入れていきたいと考えております。公助では、国や全国の自治体などの支援を受ける受援体制の計画見直し、備蓄計画の見直し、物資支援などの災害協定の拡充、避難所用のパーティションや簡易ベッドの準備、給水車、そしてトイレからの整備を進めてまいります。

町民の皆様には、自助として、いつ災害が起こっても身の安全、当面の生活物資の準備など、命を守る行動に備えていただきますようお願いします。

以上です。

議長（金七祐太郎）

１０番、酒元議員。

１０番（酒元法子）

ありがとうございました。たくさんの計画を聞いて、ちょっと安心いたしました。

それでは次の質問に入らせていただきます。

次は、能登町第三次総合計画及び第３期能登町創生総合戦略についてお尋ねいたします。

町のホームページに、能登町第三次総合計画及び第３期能登町創生総合戦略の業務委託についての公募情報が掲載されました。これはどのような業務内容でしょうか。今回町長が替わったことで、大きな方針変更もお考えのことであると思われます。しかしながら、今回の震災を考慮すれば、現在進行中の総合計画にのっとり実施されている事業についてもいま一度見直し、事業の中止や着手した事業でも変更すべきだと考えます。能登町民の生活基盤整備に最も密着した政策の優先順位を見直し、生活の活性化、利便性の回復が最重要課題と考えます。町民が本当に必要とする事業は何であるのかをいま一度精査し、新しい総合計画を作成していただきたいと思います。町長のお考えをお聞かせください。

議長（金七祐太郎）

吉田町長。

町長（吉田義法）

お答えします。

能登町第三次総合計画及び第３期能登町創生総合戦略の業務内容についてでありますが、現行の計画であります第二次総合計画の計画期間が令和７年度をもって終了することを受けまして、次期、第三次総合計画の策定に当たり、民間の豊富な知見と高い専門的スキルを活用するため業務委託するものであります。

総合計画は、町の最上位計画と位置づけられ、本計画では能登半島地震からの復旧、再生に向けて喫緊に取り組むべきものと短期で成果を上げる必要があるもの、そして教育や創造的な復興など長期的視野で取り組むべきもので構成し、町の財政計画なども踏まえた長期的視点で町の将来像と基本計画を策定するものとして、計画素案の作成業務を委託しております。

また、委託内容には、今後１０年間の町の将来像を示す基本構想を定めた上で、その内包計画となる総合戦略に掲げるビジョンや、その目標数値の達成に向けた具体的な施策を分野別に体系化した基本計画の素案作成を委託しております。

次に、総合計画に基づく事業の精査につきましては、令和６年度及び７年度の予算編成では、継続事業など影響があるもの以外は予算化を極力抑えております。具体的には、道路の新設改良事業や財政健全化のために継続的に実施していました繰上償還事業などを先送りしております。

最優先である復旧・復興がある程度落ち着いてきた段階で、少しずつではありますが着実に先送りとなった事業に着手していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

議長（金七祐太郎）

１０番、酒元議員。

１０番（酒元法子）

ありがとうございます。何が最重要課題であるかということをよく考えて、これから進めていただきたいと思います。

それでは次に移ります。

町役場の民間事業者への対応についてお尋ねいたします。

町役場の駐車場が民間事業者に格安で貸与されると伺いました。大金で必要であるから購入されたはずの駐車場用地が格安で民間業者に貸し出されることには大きな疑問を持っております。今も復興のための手続に多くの方が出入りする駐車場が別の施設になることで不便にはならないのでしょうか。議会中は

特に駐車場は満車になりやすいですが、町役場を訪れる人はどこに車を止めたらよいのでしょうか。

この考えに該当するのであれば、一旦、賃貸借契約の解除も検討できないのでしょうか。お答えください。

議長（金七祐太郎）

山下総務課長。

総務課長（山下栄治）

それでは、酒元議員のご質問に答弁させていただきます。

役場第２駐車場につきましては、新庁舎建設に伴いまして、平成２９年度から令和元年度にかけ約１，８００平方メートルを整備し、普通乗用車約７０台分のスペースを確保いたしました。発災直後は、様々な事業者や復旧従事者等の方々の利用によりまして非常に混雑しておりましたが、令和６年１１月の貸付時においては、駐車場に余裕があり、運用上は問題がないと判断し、地方自治法第２３８条の４第２項第４号及び能登町財産条例第６条の規定により貸付料を算定いたしまして、面積で約９００平方メートル、普通乗用車約３５台分の貸付けを行うことといたしました。

第２駐車場は、多額の費用をかけ整備いたしましたが、当初見込んでおりました通常時における利用台数と実際の運用とは相違があり、過大な部分があったと思っております。

また、貸付けに伴いまして駐車スペースは減となりますが、新設される施設の従業員や利用者の駐車スペースは近隣において事業者が確保すると聞いております。このことから、通常時における利用については特段大きな問題が生じることはないと考えております。

なお、現在の実際の空き台数を確認いたしましたところ、本年４月の１週間ではございますが、１週間の午前１０時と午後３時時点で、貸付地が工事で使用できない状態におきまして、第２駐車場ではほぼ空きはありませんでしたが、第１駐車場では約２０台の空きがございました。

役場大集会場やコンセールのとのホールなどにおいて大きなイベントの開催時には、第１駐車場からの公用車の移動や隣接する職員駐車場の利用など、その駐車スペースの確保に努めてまいりたいと思います。

また、コンセール前駐車場に設置しておりますコンテナハウスにつきましても、来年度以降の役場庁舎外構復旧工事に合わせ、地区外へ移動する予定としています。

今回の用地貸付けの件に関しましては、その貸付先において公募を行わなか

ったことや、議会の承認を得る案件ではないとの思いから、議会への事前説明などの事務手続に不十分な点があったことは反省しております。

貸付地には、貸付先である社会福祉法人佛子園により地域交流拠点コミセス宇出津ＢＡＳＥの建設に向けた調査設計が現在進められております。そのため、賃貸借契約を解除することは相手方に多大なる迷惑や損害を生じさせることとなり、また町の信頼性を失わせることになるため、解除は行いません。

この整備を予定している施設は、公衆浴場や食事どころ、またフィットネスジムやデイサービスなどを併設いたしまして、誰もが憩い集える場所にしたいと聞いております。現在、なごみや体育館が被災している中、同施設が疲弊した地域コミュニティの活性化に大きな役割を担うものと期待をしておりますので、ご理解願います。

議長（金七祐太郎）

１０番、酒元議員。

１０番（酒元法子）

そうすると、多大な金額を出して駐車場を求めた計画性、その計画性というのはほとんどなかったように感じましたけれども、以後こういうことのないように。

それから、そもそも議会の承認を得ない、必要としない手続と伺いましたが、やはり事前に議会の同意が必要であったかと考えます。

これからも完成した暁には、きっと駐車場の問題が出てくることと思います。そうしたときには適切なる対応をしていただきたいということをお願い申し上げまして、今回の質問を終わります。

それともう一つは、これから先、先ほどからの質問の中にございました。まだ何が起きるか分かりません。どうか皆さん、職員の皆様が私たちは頼りでございますので、健康には注意されて、何があっても町を守る、町民を守るということを切に肝に銘じて、何とか助けてくださいますようお願い申し上げまして、終わりといたします。

ありがとうございました。

議長（金七祐太郎）

以上で、１０番　酒元議員の一般質問を終わります。

休　　憩

議長（金七祐太郎）

ここでしばらく休憩いたします。

１４時１５分から再開いたしますので、よろしくお願いします。（午後２時０１分）

再　　開

議長（金七祐太郎）

会議を再開いたします。（午後２時１５分再開）

次に、５番　田端議員。

５番（田端雄市）

公明党の田端雄市です。

大分長いこと待ちましたので疲れてしまった。

今日は、町長、初めての所信表明演説という形になるんじゃないかなと思いながらずっと聞いておりましたけど、なかなかそういう新たな所信表明になるような話も聞けなかったなと残念ながら思っております。前の町長の答弁と同じではないかなと思いながらずっと聞いておりました。

これから質問することが本当に町長の言いたいことがあるんじゃないかなと思うので、しっかりと答えていただければと思っております。

私の知っている識者で、すばらしい目標を達成するためには、一番重要なのはスタートである。このように言っている識者がおります。町長にとっては今日の６月の議会が本当にスタートであるんだと。そういう意味では、いい答弁をいただきながら、ここがスタートだという話になっていただければいいなと、このように思っております。

１点目は、町長の選挙の公約でありますなりわい補助金の９割補助の実施についてということで、お聞きしたいなと思っております。

これは本当に従来の大森町長、町政とは違いまして、全く新しい形で自分の思いが本当にここに現れてこなくてはいけないと、そんなふうに思っていますので、しっかり期待したいと思っております。

この質問につきましては、小浦肇議員が先に聞きましたので、同じ答弁をいただくことは思っていませんので、もう一回確認しますと、財源について、私は財源をどう手当てするのかという質問ですけれども、財源については従来、現在申請されているものと、また今後上がってきているもの、合わせて約２億４，０００万、これは先ほど町長が答弁されておりました。２億４，０００万ぐらい必要だという話でした。さらに、これからまた申請してくることを考えま

すと、もっと大きな金額になってくるのは当然であります。
私もあのずっと事業者に寄り添ってきた人のなりわい補助金の事業申請を上げたいと、このような話を聞いておりますけれども、その人の事業は１億５，０００万の事業。１億５，０００万の事業というと、７割５分出てきても９割補助になると１割５分、上乗せ１００万置いといたとしても２，２５０万、町としては足さなくてはいけない。大きな金額になってくることは目に見えております。
そういったことを考えると、本当にこの財源の手当てができるのかなということを改めて考えております。
そういう意味では、小浦議員の質問の答えとして、国の助成を求めていきたいという話でありました。それももちろん大事なことでありますし、国の助成を求めていかないと、自主財源ではとてもじゃないけれども２億４，０００万から３億に入っていくだろうという金額はとても賄えるものではない。であるならば、しっかりと国にその助成を求めていくという考え方はもちろん大事なことだと思います。
そうしたら具体的にお聞きしますけど、国に求めるに当たって、町単独で国の助成を求めていくということは考えられない話だと。恐らく周りの２市２町をはじめ６市町が一緒になってこれは上げていくということが当然大事な話になってくると思います。
そういった行動は実際にされたのかどうか。また、されたとしたら、それぞれの首長はどのような意見をお持ちだったのかを、まずお聞きしたいというふうに思っています。
さらに、そうしたことがうまく功を奏していくとしたら、町長の思いのその実施時期は一体いつになるのか。それを答弁をお願いしたいと思います。

議長（金七祐太郎）
吉田町長。

町長（吉田義法）
田端議員のご質問に答弁させていただきます。
先ほども小浦議員の質問に答弁させていただきましたけれども、財源の見通しが立ちましたら、支給割合を改正し実施していきたいというふうに考えております。
先ほども申し上げましたけれども、議員のときから９割補助を求めておりましたけれど、町単独の財源では難しいということは私も分かっておりましたので、国に要望してくださいというようなお話をしておりました。

今、私が町長になりまして、各市町の首長さんとお会いする機会が何度かございました。そのときに２市２町の、私を抜かして２市１町の首長さんに、各自治体で要望を上げていても重なったりするところもあるし、または気づかない点で違う市町が要望されるようなこともあると。ですから協力して要望したらどうでしょうかというようなお話をさせていただきました。

そうしたときに、今のところあまり困ってないというような意見もありましたが、おっしゃるように、私の言うように、そういう協力をしていく必要もあるというふうに理解も示していただきました。

よって、具体的なお話はしておりませんけれども、今後２市２町の首長が協力し合って国に要望していく必要があるというふうに思っております。

あと、１次産業並みに９割というような話ですけれども、なりわいのほうは数も多いですし、金額もかさむということが予測されます。よって、できるだけ９割に近づけたいというところもありますし、中にはどうしても９割の補助まで届かないものがあるんじゃないかなというふうに思います。そうした場合は上限も決める必要があるんじゃないかなというようなことも考えております。

そうした中で財源が確保できましたならば、なるだけ９割に近づけるように支援を少しでもしていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（金七祐太郎）

５番　田端議員。

５番（田端雄市）

今ほどの答弁は仮定の話であって、できたらしますという話なら、やっぱりそれは答弁じゃないと思う。やっぱり政治は結果責任ですよ。自分がこう言ったんだったら、それに対してどこまでもやっていくという話でいかなくてはいけない。

でも本当に厳しいんだと。９割は。であるならば、実際にここでしっかりと、それについては自分の方向転換するなり、ちゃんとあなたがスタート、先ほど言ったとおり、あなたがスタートできるようにしていくことが私は大事だと思うんです。

今のあなたは先ほど言った実施時期も明確にできない。そういう話のまま、宙ぶらりんのままじゃないですか。

私は、なりわい補助金については、　　補助金については、従前どおりにやって１００％でやろうと、なりわい再建の補助金がありますよという事業ですよね。これを皆さん事業者は、こんな１００％なんかできないと。自分の経

済力ではできないんだと。６割、７割にとどめてやらなくてはいけないぐらいの思いでやっているのが今のこの事業なんですよ。そういうことを思えば、いつやるのかということまでも明確にしていかないと、誰もそんなもん信用できないでしょう。幻想を抱かせただけだと。しっかりとここならできるんだというものを示すことが私は責任だと思いますよ。

そういう意味では、そこら辺をもう少し考えてしっかりと答弁してもらいたいなと思います。

今、珠洲は、なりわい補助金の上乗せ、どれだけか御存じですか。輪島のほうも。能登町よりかずっと多いわね。ちなみに珠洲は１，０００万、最大１，０００万、輪島で３００万。輪島のなりわい補助金、宿泊事業者については最大２，０００万という話ですけど、これは市町の戦略ですから。

でも、そういった周りの状況と比べてみてもやっぱり１００万円少ない。いきなり９割にするということは、それはしてくれる人はありがたいけれども、できないんだったらなかなか、やっぱりそれは早くに撤回して、そして本当に皆さんが喜んでいただけるような、そういう事業として提示をしてもらいたい。

私は改めてそういうふうに思いまして、この問題について再度お答えをもらいたいと思いますけど、どうですか。

議長（金七祐太郎）

吉田町長。

町長（吉田義法）

田端議員の質問にお答えいたします。

９割補助というのは大変難しいというふうに考えておりますけれども、まだ諦める時期じゃないと思っております。しっかりと国のほう、そして２市２町、そしてほかの被災地の首長とも協力して訴えていきたいというふうに思っております。

ただ、時期を示せと言われましても、町の予算でできることではありませんので、しっかりとした時期は申し上げられませんけれども、新たな追加支援が得られますように努力していきたいというふうに思います。

どうかご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

５番　田端議員。

５番（田端雄市）

希望はどれだけ言っても実際にはそれ以上進みませんので、むしろ先ほど言ったとおりそれを待っている方。希望は希望で終わってしまう。しっかりと実施時期を示せるぐらいな形でないと、それはなりませんし、公約ですから、公約としてやれなかったらどうするんですか、それにこだわって。

それよりか私はちゃんとしたスタートができるように今考えるべきだと思いますよ。そんなものにこだわってやっていくことによって、みんな幻想を抱いている。それに引きずられて、いつまで引っ張っていくのか。こういう話になってしまう。それは早く早々にやるべきだと私は思います。

もうこれで３回目ですからあれですけれども、どうなんやと、変わらんかも分かりませんけど、本当に皆さんは、この話については、なりわいの事業者だけじゃないんですよ、震災の影響を受けているのは。いろんな人もみんなそれぞれに被災した人がおるわけなので、なりわい補助金だけ突出してというわけにはいかん。そこら辺も考えて対応しないと、事業者だけなんだという話になってしまうんじゃないかなと思うんです。そこら辺を考えて対応しないと、本当に出だしがしっかりやってもらいたい。出だしをしっかりしてくれれば、私らは本当に町長と一緒になって、両輪で進んで初めて、議会を、町政を進めることができるわけですから、早くもスタートに正してほしい、私はそんな思いで質問しています。

もしあれだったら答えていただければ。

議長（金七祐太郎）

吉田町長。

町長（吉田義法）

これ以上何回答えても同じ答弁しかできないんじゃないかなというふうに思います。続けて答弁するに従いまして、田端議員の思いに応えられないことがすごく心苦しく思いますけれども、諦めることなく、先ほどと一緒になりますけれども、２市２町の首長、そして被災地の首長とともに国に訴えていきたいと思います。新たな追加支援を得られるように努力してまいります。

議長（金七祐太郎）

５番　田端議員。

５番（田端雄市）

３回終わりましたので質問ではないですけど、本当に国の事業を求めていくに当たっては、町長になられて２か月ということなので、これから本当に近隣

の市町の首長さんと連携しながらという話になっていくと思いますけど、あらゆることについて、しっかりとそういう大きな理想を掲げていくのなら、しっかりと皆さんをリードしていくような形でどうかおつき合いしていきながら、一歩も二歩も町政を進められるような形で進んでいただきたいと思います。

どうか期待していますし、それだったら。それでしっかりと、早々にこの道に進めるようになったという表明をいただきたいと思います。

２番目の質問ですけれども、災害公営住宅の建設事業が６月の議会で提示されまして、いよいよ進むのかなという形で議員は説明を受けました。

しかしながら、一般の町民、また仮設住宅に入居されている方は、なかなか具体的なイメージが分からないままに今現在あるのではないかなと。このように思っていますので、現在どういう形でどこまで来ているんだということを説明して、町民に分かるような形で、今こういうイメージで来ているんだなということが分かるように、どうか説明をお願いしたいと思います。

議長（金七祐太郎）

吉田町長。

町長（吉田義法）

田端議員の公営住宅についての質問にお答えいたします。

現在、昨年度行ったアンケート結果を基に、２６０戸建設を目標とし、災害公営住宅建設に取り組んでおります。ただし、昨年度行ったアンケート結果は、発災から間もなく行ったこともあり、流動的な回答も多くありましたので、７月上旬より再度、意向を調査するアンケート調査や仮設住宅への説明会を行い、最終的な整備戸数を決めていきたいと考えております。

しかしながら、長く続く仮設住宅での生活は被災者の負担が大きく、早期の建設を行うことも必要であると考え、令和９年度までに用地の確保及び地区の協議会等で場所の確定が行われた地域について、６割程度の１５０戸程度の整備を目指し、早期の入居希望者の要望に対応していきたいと考えております。

具体的には、令和８年度完成予定として、鉄骨３階建ての集合住宅タイプを宇出津地区のしらさぎ保育園跡地、松波地区は旧パチンコ店の道を挟んだ向かいの空き地に３０戸程度ずつ建設を予定しております。

また、令和９年度を完成予定として、平家建て住宅を柳田地区天坂に５０戸程度、白丸地区に２０戸程度、鵜川地区に２０戸程度を考えております。

その後、７月に行うアンケートは９月中に集計が行われ、その結果を基に、さらに地区を追加または先行地区への増築などを行い、令和１０年度を目標に全ての災害公営住宅の希望者が入居できるよう進めていきたいと考えておりま

す。
　復興公営住宅の建設は、震災からの復興の要の政策の一つと考えております。町有地だけでは、暮らしやすさやこれまでの町内や地区のコミュニティの維持ができるような復興公営住宅の建設は難しく、民有地の取得が必要となってくると考えております。民有地の取得には時間がかかりますが、妥協せず、なぜ時間がかかるのかなど町民の皆様にしっかり説明をし、取り組んでいきたいと考えております。
　どうぞご理解をお願いいたします。

議長（金七祐太郎）
　５番　田端議員。

５番（田端雄市）
　今ほどの説明で、町が進めようとしている復興住宅のイメージが少し町民の方も持っていただけたかなと思います。
　ただ、先日、松波の仮設住宅を回っておりましたら、やっぱり３階建ての建設計画みたいねという話をしていましたら、私はいいわと、３階建てなら上がっていかれんわというような思いもありました。さらに、私、待っとってもいいさかいに平家にしてほしいというような意見もありまして、なかなか今ほど説明があった７月のアンケートにどこまで集約できるのかということは、これからやっていく話なんですけれども、いずれにしても本当に皆さんの意見を集約しながら一つの形にしていくのがいかに難しいかということは十分分かりますし、先般も担当課のほうと話をしておりましたら、民有地を確保するのも大変なんだと、努力を精いっぱいしていますよという話をされて、私、それ以上、返せなかった思いがありまして、本当に精いっぱいやっている努力ももちろん分かります。
　ただ、これはずっと続く、３０年、４０年、５０年住まいしていく話になりますので、そういう意味では今回の努力が必ず報われると思って、先ほど町長が言われましたけれども、ぎりぎりのところまで、どこまでできるのかという形で、激励されながら、また督励しながら、皆さんの民意ができるだけ反映できるようにしていく進め方をお願いしたいなと思っております。
　そういう形でとにかくイメージを持たれながら、そしてまた先ほど話を聞いていると宇出津と松波は３階建てで進めるよという話だし、次の天坂と白丸は平家になってくるとなると、向こうのほうへ行きたいわとかいう話も出てこないかなという余計なことを考えたりして、これは本当に難しい話だと思います。
　いずれにしても、これからもアンケートを取りながら、また説明会を開きな

がらやっていくということですので、そこら辺をしっかりと声を拾い上げながら、どうかいい形に進められるようにお願いしたいと思います。
　いずれにしても先ほど言ったとおり、私、少し待っとってもいいさかいに、とにかくいいがにしてくれという声も事実ですので、そういう形で進めていただきたいと思います。
　それともう一つは、これも町長、選挙のときに口頭、文書では見ていませんけれども、口頭の約束としては、一戸建ての形式の公営住宅の建設をし、最終的には払い下げもということでお話しされたことを聞いて、それをやっぱり住民の方は非常に思っておいでるんです。あれはいいよねという話で私も聞きました。そういう話を今もお持ちだと思うんですよ。
　それを今回の最低今の事業として出された。その事業の中にどう盛り込みできたのか。そこら辺もちょっとお話を聞きたいし、また、今後どのようにしていくのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（金七祐太郎）
　吉田町長。

町長（吉田義法）
　田端議員の今の質問に答える前に、少し先ほどの質問に加えさせていただきます。
　宇出津と松波地区に集合住宅、３階建てのものと申し上げましたけれども、決して宇出津地区、松波地区は３階建ての集合住宅だけではなくて、平家の住宅も整備する予定にしております。そのため、民有地、そして町所有地も含めて、どこに建設をするかということをしっかり考えております。
　それをつけ加えさせていただきまして、先ほどの質問の答弁をさせていただきます。
　私も議員時代に戸建てタイプの公営住宅の払い下げについて質問をしており、制度上可能であることは認識しておりますし、実施する際には払い下げるまで時間を要すること、そしてそのときの時価であること、入居の際に確約書を取れないことなど、ハードルが高いことも合わせて理解をしております。
　また、資材等の高騰から、さきの災害後の払い下げた額より高くなる可能性があり、効果が少しは下がるかも分かりません。
　それでも、この制度を利用し、被災者に寄り添った対応ができないか考えております。持ち家を持ってもらうことが人口減少の抑止につながると考えております。
　払い下げは、できるだけ多くの世帯に持ち家を持ってもらうための方法の一

つとして考えております。今年実施する説明会やアンケートで制度の内容を説明した上で、希望がどの程度あるかを把握し、今後の政策を考えていきたいと考えております。

議長（金七祐太郎）

５番　田端議員。

５番（田端雄市）

一戸建ての形式で、そして最後に払い下げという話の中での話、考えはお持ちだということが分かりました。ただ、ハードルも結構高いなという話ですよね。

私も、７年後の払い下げみたいな話になってくると、私は災害ケースマネジメントの、今、能登町が入っているかと思いますけど、ＹＮＦの江﨑代表とも話をしたんですけど、あの人もいろんな東日本大震災、熊本地震とかいろんなところを回っていて、その状況を見ておりますと、今この震災１年、２年ぐらいは、再建支援金とかいろんな形のお金があるので少し潤沢になっている。でも、これが３年、４年たっていったときに本当にお金がなくなっているんだと。本当に厳しいときが次に来るよという話をされていました。

ですから７年後の払い下げというのは、本当にそのお金が当てにならなくなってしまって、そして自分が持っていたお金があるという人ならいいんですけれども、本当に厳しい話じゃないかなというふうに思います。

私は生活しておって１年たてば、どれだけつましくしておっても１年に２００万ぐらいは減っていくと思うんですよね。よっぽど稼いでいる人は別だけど。普通、私らみたいな感じで年金でいこうかという人は、恐らく再建支援金をたくさんもらったにしても、それが１５０万、２００万と毎年減っていく。そうなってくると、本当に７年後にそんなお金があるんかと言われると、これは厳しい話になってくる。

だから、そこら辺も考えて、選択肢として出すのはいいんですけれども、それに応じられる人も少ないだろうということも考えなくてはいけないなと思います。

私は、この５月５日に藤波の仮設の住宅の集会所に、住宅金融支援機構の職員の人に、どれだけでも来ますよと言うさかいに、それなら来てくださいと言ったらお休みにもかかわらず来てくれました。私の知っている人、４人ぐらい来てもらって住宅支援機構の説明をしてもらいました。そして、こういう形もあるよという話の中で、リバースモーゲージという考え方も一つあるんだなということも私も改めてその場に、横にいて話も聞かせてもらいました。そうい

う話の中で、こういう形も一つあるんだなという選択肢として、いろんな形の選択肢があるんだと、その中から一つ選べばいいんだ。

復興公営住宅も一つの選択肢なんだけど、そういった次の住まいの再建については選択肢がたくさんあるんだと。その中から自分の一番合った形のものを選んでいけばいいんですよという形の姿勢が今大事じゃないかなと思うんですね。

そういう意味ではなかなか難しいところ、すみ分けしていく、この人にはこういう形がいい、この人には復興公営住宅のほういいんじゃないかなという形の中で振り分けしながら、希望を取りながら進めていく、きめ細かい手当てをしていかなくてはいけないんじゃないかなという思いがしています。

ぜひ公約として一戸建てでこれから、先ほどお話しされたとおり、住まいが確保できれば人口の流出は止められる。これはもう間違いないことだと思います。そういう意味ではしっかりとそういう方向で一つ一つ残れるような、そして、この町におってよかったなという人を救っていけるような形の住宅の計画に進めてまいりたいなと、このように思っておりますので、それ以上の質問はいたしませんけど、どうかいろんな可能性を、またさらにいろんな形で出てくるかも分かりません。

私、この間、石川モデル、あの話を聞いて、あれも全部、何社か電話しまして、この金額でできるのかと。１，７００万、１，８００万円で出ているけど、これでできるのかとか聞きながらやりました。私が聞いておったら、何とかこれでやりますとかいう業者ももちろんおりましたし、また違う人が聞いてみたら、いや、この金額では難しいという答弁もあったみたいで、それは個別にあのプラン集を見ながら、これはどんな形になるのかということを詰めていかないと、それもなかなかできないんじゃないかなと思いますけど、それでもあのモデル集は一般のよく世間で言われる坪１７０万、１８０万というのから見るとまだ安いので、それに合わせて県が新築については３００万をまた上乗せで出すみたいな記事が出ていましたので、そこら辺も期待すれば、多少１０万ぐらい坪単価が下がるような形にも対応できるのではないかなということも思います。

いずれにしても選択肢がまだあるんだ、心配しなくてもいいぐらいな感じで元気づけて進めていけるようにいきたいなと思います。

どうかしっかりと、いろんなまだ復興住宅課については本当にこれから努力することがいっぱいあると思いますので、本当に職員の人が疲れが取れるような励ましをどうかかけてあげていただきたいと、このように思いますので、どうかよろしくお願いをいたします。

それでは３点目の質問に入ります。

３点目の質問は、３月の議会にもちょっと質問させてもらいました。自治体の募集が非常に減ってきている。なかなか新しい人が入らないような状況になってきている。まして今、民間の企業が本当に賃上げがどんどん進んでいく中にあって、民間のほうがいいわという話の中で、だんだん自治体に入る人が少なくなってきているという状況が見受けられる。

そうした中で非常に自治体の人材の確保ができるのかどうか。そういうことが心配で、今回の質問をさせてもらいました。

一番最初に、定年前に退職した職員数ということで出しました。どういった理由で退職されていくのか、そういったことがまず分かってないと、それなりの適切な手も打てないと思いますので、まずそこら辺を聞きたいと思います。よろしくお願いします。

議長（金七祐太郎）

山下総務課長。

総務課長（山下栄治）

では、ご質問にお答えいたします。

昨年度、６年度におきまして、定年年齢以外での退職者数ということですが、全体で２３名です。その退職理由についてですが、退職時にお話をされる方もおられますが、全ての方についてこちらで把握しているわけではございません。

今後も働きやすい職場環境の創出に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

５番　田端議員。

５番（田端雄市）

メモを忘れてきたみたいで、忘れてしまったけど。

まず、なぜ離職していくのかという原因が分からないと、本当のところは適切な対応ができないんじゃないかなということも考えます。民間ではいろいろやっていまして、私、この記事を確認した人は大学の教授の記事なんですけれども、民間は直接にその先生のところに、うちの会社に来る人材はいませんかという問合せまで来るそうなんです。それぐらいして、みんな民間は人材を集めようとしている。そういう形のことをしている。

また、辞めるに当たっても、いろんな研修を能登町の役場についてもやっているわけですけれども、その研修の中にあっても、その研修の中でコミュニテ

ィが図れるような研修の仕方もしている。そして横のつながりも取りながら、なるべく離職しないような、そういう形も考えている。

さらに言うと、自己紹介型のそういう集まりもやってみたりする。あんまりそれを言うと、今度は個人情報ですからという形で、ちょっと嫌がる自治体もあるそうですけれども、ともかくそうした形で、いろんな形を取りながら、職場のコミュニティも図りながら、そしてできるだけ仕事がしやすい、また満足いくような仕事の場をつくっていく。そういった形をしておるということが出ておりました。

私は、そういった形の民間。自治体においては、募集の制限というのもいろんな形で民間と違った形であると思うので、なかなか民間と同じ形にはできないにしても、それにしてもやっぱり職場環境をよくしていこうとか、そういったことは十分に考えていかなくてはいけない。

そういう形の中で、まず離職を防ぐ。そして入ってくる人もそういう形で、どうしたらより入りやすいようにするかという形をいろいろ考えて進めているわけなんですね。

そういった意味では、まずしっかりと人材を確保していくことが地域づくり、またまちづくりの一番の核が役場だと思いますので、ここに人が集められなかったら絶対まちづくりはできない。私はそう思っていますので、しっかりとこの中で、人づくりを、まず人集めをしっかりやっていただきたいなと、このように思いますので、そこら辺、いろんな形で離職される方。もちろん前向きな形で離職する人についてはぜひ応援していきたいと思いますけれども、でも何か後ろ向きで辞めるようなことであれば、それはしっかりとフォローしていくという考え方が大事ではないかなと思います。

そういう意味で、もう一つの質問は、人材を集めるために、職業的な知見を持つ社会人の採用に門戸を開いて、そして採用年齢の引上げとか、また役場の事業と直接いろんな形で絡んできた会計年度の職員、そして、ふれあい公社の職員などを採用していく。即戦力にしていく。そういったことも考えて検討してみたらどうかなと、こんなように思いますので、答弁をお願いします。

議長（金七祐太郎）

吉田町長。

町長（吉田義法）

田端議員のご質問にお答えします。

災害対応や住民サービスの維持向上を図るためには、人材育成のほか、計画的に有能な人材の確保が欠かせません。当町といたしましては、これまでも募

集年齢の引上げや２次、３次募集を行うなど、ほぼ通年に近い募集を近年行ってきましたが、今年度の募集から、不足している専門職の年度途中採用や４５歳以下の社会人経験者の採用枠を新たに設けることにいたしました。

会計年度任用職員については、正職員と同様に地方公務員法で一般職の職員と定義されており、全体の奉仕者として住民サービスの維持向上のために、現在も必要な業務を多くの方に担っていただいております。採用の競争試験の公平性の観点から、特別な配慮をすることは困難でありますが、経験者として採用になった際は、スムーズに業務に取り組める点は確かにございますので、ぜひ採用候補試験に応募していただければと考えております。

今回のように即戦力として期待できる社会人経験枠を設けるなど、募集の方法についても柔軟性を持って対応し、必要な人材の確保を図っていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

５番　田端議員。

５番（田端雄市）

ありがとうございます。

採用年齢の引上げと、それから社会人経験者をしっかりと入れていくという考え方で行くということなので、そういったまた新しい風を入れて、コラボしていきながら、より職員の環境もそうですし、それから能力的にも上を目指していけるような、そんな職場をつくっていただきたいなというふうに思っております。

いろんな人間の関わりの中で、また一つのものが生まれてくる。こんな思いを私はいつも思っております。

私、実はこの６月１日に、栃木県の宇都宮の隣のまちの鹿沼市というところへ行ってきまして、実はちょっとカメラが入るかどうか分かりませんけど、能登・三陸応援復興感謝祭というのをやってくれたんです。鹿沼市が。鹿沼市がじゃない。鹿沼市にいる私の知っている起業家ですけれども。そしてやってくれて、実は昨年の震災が終わった３月、４月ぐらいに、ボランティアで来ますよといって、野菜を２５０箱ぐらい持って来てくれました。

介護施設に全部配りまして、４０人ぐらいで手分けして全部配りまして。介護施設、ちょうどあのときは野菜とか果物もない時期でしたので本当に喜ばれましたけれども、そういったことをしてくれたところの会社なんですね。飛行船アグリというところなんですけどね。

そこにぜひ今回来てくれと。来て話をしてくれんかという話でしたので、こ

こに行ってきました。
その中で行ってきたときに、能登町の若い漁師さんも連れて一緒に２人で行ったんですけれども、漁師さんと海の人と、それから山の人とをつなげていこうという思いもありまして、そして行ってきて、本当にすばらしい、ちょうど向こうの復興祭ですから、いろんな形でやってくれました。
こんなでかい大根、１本１００円ぐらいで売っておりましたけれども、全部そこで作っているやつですから大したことないんでしょうけど、そういう形の復興祭をやっておりました。
県内からもいろんな形の催し物をできるような形の中で、そういった人と人のコラボの中に、また新しいものが生まれてくるんだと。私は本当に今回は、海の人と山とをつなげることができないかどうかということを考えながら、今回若い人を連れていったわけですけれども、そういった形の人と人とのつながりの中に新しいものをまた生んでいこうということがこれからの時代ではないかなと思います。
ちょっとメモを忘れたのであれだったけど、地域愛とあるんですね。郷土愛とは別な、地域愛という言葉がありました。地域愛というのは、やっぱり関係人口の中で、地域の中で、関係人口の人が能登町はいいなという人がつくっていく、そういった地域愛というのがあるんだという言葉を
そういった意味では、そういったところもしっかりと関係人口をつなげながら、新しいまちづくりをしっかりと町長に期待していきたいと思っておりますので、どうかいろいろ大変なこれからだと思いますので、しっかりと対応をお願いしたいと思います。
以上で質問を終わります。

議長（金七祐太郎）
以上で、５番　田端議員の一般質問を終わります。
次に、１３番　志幸議員。

１３番（志幸松栄）
ご苦労さまでございます。皆さん。
今回は、３月議会から今日に至ってまでの世界のニュースは、皆さん御存じだと思います。あまりいいニュースではありません。日本のニュースもあまりいいニュースでありませんけれども、だけど石川県はいいニュースばっかり、朗報ばっかりあります。
なぜかというと、３点、私は述べさせていただきたいなと。石川県の朗報、いいニュース、１点は大の里関の横綱昇進です。輪島関に続いて。２点目は、

石川県じゃないけれども石川県にしましょうや。世界のホームランバッター。毎日、日本人半分以上の方がテレビを見ているんじゃないかなと。大谷翔平さんのスポーツ。それから３点目は大阪の万博でございます。初めは見る人がいないいないと言っていたけれども、ぎょうさん順番待ってやっているという大阪の万博、現状でございます。

そういうことで、その３点、みんな大の字がつきます。大の里、大谷翔平、大阪の万博。

それからもう一つは、正直言って能登町の大ニュースでございます。何かというと、私はこれで議員も長いですけれども、３人目の町長さんに出会いました。それも前回の長い町長、持木町長、それから次の短い町長は大森町長。次は朗報の吉田町長でございます。現在ここに前におられます。

町会議員のときは、いろいろと私たちと一緒な立場で、しょっちゅう能登町を回って勉強されておりました。私は何回も出会い、一月に大抵２回ぐらい出会うんじゃないか。吉田君、何やっとるんやと。げへへと笑って、皆さんの意見を聞いて回っているんですということ。その意思を４年間貫いて、能登町の絶大なる町長に、歴史に残る町長になっていただきたいなと思います。

そういうことで、今日は皆さん満足した答えもいただいたようですので、私の答えも本当に目の先の答えばかりです。年寄りに応じた質問でございます。

今日は３点を行いたいと思います。議長、３点、よろしくお願いいたします。１点目ずつ、きちっと、年寄りですので１点終わったら１点、１点終わったら１点ということで３点お願いしたいなと思っております。

１点目は、正直言って人生の最後、お墓の問題でございます。

どこへ行っても皆さんよく心配されております。吉田君も――吉田君って失礼です。吉田町長も町会議員のときは３回かな、質問を大森町長にされた。３回か。それから、ほかの人も２回されて、私も２回です。最後にいい答えを私ももらいましたけど、また今回はどういう答えがあるかと思ってかって。

新聞に大きく出ました。これは皆さん、能登町１万１，０００人の方々が本当に頭の中に、どういうことをしてくれるんだろうと。お墓の問題。合葬墓と、それから既存の三郷の墓の問題でひとつ、いろいろと書いてきましたけど、私はこれを見ないで自分の思いを述べて答えをいただきたいなと思っております。

皆さん、私なりに世間一般の合葬墓の問題を調べてきました。やはり墓の故人と語り合う優しい空間、それから思い出の中で心を重ねる安らぎの場所、それから安らぎの里ということで各合葬墓をつくっておるところがこういう題目、能登町もどういう題目にするか分かりませんけれども、ひとつ吉田町長、この問題を皆さん興味を抱いておられます。新聞に公表されたほかに、またあれば、また喜ぶ答えをいただきたいなと思います。

以上です。

議長（金七祐太郎）

吉田町長。

町長（吉田義法）

志幸議員のご質問にお答えします。

合葬墓につきましては、私が議員のときにも質問いたしましたし、河田議員もされました。最近では志幸さんのお家芸のように、合葬墓の質問が毎回されております。

令和６年能登半島地震発災後、個人墓地の修復費用が高額なことや、また今度地震が来たらという不安から、埋葬式合葬墓の必要性が高まっているところであります。

そのため６月補正で墓地公園合葬墓建設事業として調査設計委託業務費を新たに計上し、町民の墓地の維持管理の軽減を図るため整備を進めてまいりたいと考えております。

せっかく整備するんですから、自分の家族やご先祖がここだったら安心して納められるな、ここだったら本当にありがたいなというような合葬墓を建設していきたいというふうに考えております。完成は令和８年度中を予定しております。

また、墓地公園内の墓地区画拡張の造成については、発災時に大規模な土砂災害や現在使用されている墓地区画の地盤沈下の復旧を埋葬式合葬墓の整備を合わせながら進め、震災後の埋葬の在り方などの状況を見ながら、需要があれば墓地区画拡張の判断をしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

１３番　志幸議員。

１３番（志幸松栄）

令和８年度を目指して頑張っていきますということで、実行されるということで、皆さん、テレビで今中継されております。皆さんのところへ私、報告してきました。大抵うちの町内の人たちは何人か見ておられます。ほかでずっと前に私に言われた方にも、ずっとこの１３日の私、何番になるか知りません。１３日の中継を見てくださいと。その人たちは手をたたいて喜んでいると思います。こういう結果が出た。最後に言われた、合葬墓へ私が入るということで、

私たちが入るということ。これは満足いくというようなことで吉田町長が言われた。私たちの代表がそう言われたということは、すばらしき答えかなと思っております。

そういうことで、既存のお墓の問題も、今、崖崩れで、それが直ればきちっと進めていくということで、人生の最後の仕事でございます。そういうことを念頭に置いてやっていかれるんじゃないかなと思いますので、またそういうことをよりいい方向に向かうようにひとつやっていただければ光栄だなと思っています。

それでは２点目に移りたいなと思っています。

２点目の問題。この前、皆さん能登町の人たちと、それと同時にコンピューターその等いろんな中で全国版にも流れたと思いますけど、職員の懲戒免職について、吉田町長が議案説明のときにも、私たちの説明の前に一つ言われました。それだけ町長も気になっているような案件かなと思っておりますので、答えについては、私は反論する、述べる問題でもないけれども、懲戒の分、令和７年５月８日に職員の懲戒処分について報道されましたが、その再犯防止を問うということでございます。

ただ、町としては、お金を返したから、町の職員規定の条例に従ってやったから。それではやっぱり町の人たちも、町民の方も納得いかないと思います。もし万が一、例題ですけれども、私、志幸の家の隣の家へ行って、私がもしお金をちょっと、常時つき合っているからちょっと拝借して、そして私、ありゃ。１週間後にそのお金ができた。返しました。１週間の間に隣の人、ありゃと言って全然。なかったら必ず警察へ届けたと思います。

そういう中で、こういう軽率な職員の問題。私も議員してから、こういう問題が２点、３点ぐらいかな、実際にありました。刑に服してきた人、それからそのままうやむやになった人。２点はっきり、細かいことは分からないんですけど、刑に服してきた人は皆さん御存じだと思います。町長をやられた人。今は亡くなられましたから。その人が出てきて刑に服してきたときは、正々堂々と、私は日本の法律に従ってきちっと刑に服してきたぞということで私たち世間へ出てこられましたけど、その前にいろいろと町の懲戒免職に遭った人、家族は、あまりいいような結果じゃないみたいです、今現在でも。

だから、今たった１２０万と皆さんは思いますか知らんけれども、悪いことしたものは悪いことしたんです。それもちゃんときちっと行政であろうが何であろうが、きちっと届出はしなきゃならんと思います。

そういうことで、一応町長の答えをいただきたいなと思います。

以上です。

議長（金七祐太郎）

吉田町長。

町長（吉田義法）

志幸議員の質問にお答えいたします。

提案理由の説明に先立ちまして、おわびとご報告をさせていただきましたが、当該職員は懲戒免職処分、管理監督者には戒告処分を科しました。町民の皆様の信頼を損ねる事態となりましたことを改めて心よりおわびを申し上げます。今後はこのような不祥事を起こさないよう、全職員に対し公務員倫理の重要性について自覚し、意識向上を図るため、準公金の取扱いを含めた職員研修を実施し、再発防止並びに職員の綱紀粛正及び服務規律の保持等の徹底を図ってまいります。

準公金の取扱いについては、業務に密接な関係がある団体、公共性を有する場合等に限定すべきものであり、団体自らが管理できるものについては、その管理をお返ししたいと考えており、先日、各課に準公金会計事務届出書を提出するよう指示したところであります。

また、６月１日付で管理体制の強化を図るため準公金取扱い規定を施行し、複数の職員でのチェックの徹底や定期的な点検、報告の実施など、全職員に周知徹底をいたしました。

町民の皆様の信頼回復に全力を注いでまいる所存でありますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（金七祐太郎）

１３番　志幸議員。

１３番（志幸松栄）

この前の説明から見れば一歩も二歩も前進した答えだと思っております。これについては、私も再質問も自分の気持ちも述べません。

次、３点目に移りたいと思います。

３点目。今、皆さん、新聞にもよく騒がれておると思います。これはこの問題をあれすれば、私たちの生命、それから今後の健康問題、これは吉田若い町長が本当に私たちのことを、この町も皆さん、この奥能登の人口は恐らく６５歳以上、高齢化率が物すごく高くなってきております。

一応病院が必要な時代になってきました。２市２町の病院は恐らくや四十数年、４０前後の年数がたっております。医療機器も古しくなってきております。

奥能登の人たちは皆さん、全員、一生懸命に石川県の代表として出稼ぎにも

行ったり何だりして石川県の財政を支えてきた人たちです。人口はだんだん少なくなってきましたけれども、若い人たちのためにも、また今残っておる人たちのためにも、高度医療の施設をつくろうじゃありませんか。そういうものを吉田町長に委ねて、サテライト機関、新しい医療機関をつくってほしいなと思っております。

そういうことで、その問題を新聞にも出ていましたけれども、その状態は今現在どうなっているのか、その状態を聞きたいなと思っています。

吉田町長、お願いします。

議長（金七祐太郎）

吉田町長。

町長（吉田義法）

志幸議員の病院について、お答えいたします。

新病院の整備につきましては、現在、各市町、そして各病院から意見を聞き取り、新病院が担う機能について継続的に話合いが行われている段階であります。

大きな方向性としましては、緊急医療、入院機能、専門外来を有する新病院を中心として、各市町の公立病院が機能を縮小し、かかりつけ医機能を持った医療機関として新病院を補完する形に持っていくというものであります。

宇出津病院の現在の診療体制を取り続けていくことは、医師や看護師等の医療従事者の確保、町の財政面からも厳しい状況であり、新病院の整備に合わせて、新病院が持つ機能との調整を図りながら医療機関として適切に規模縮小を図っていく必要があると考えております。

今後も様々なレベルでの検討会等の開催が予定されており、意見の調整が行われることとなっておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

１３番　志幸議員。

１３番（志幸松栄）

これだけはもう一回、３分ばかりしゃべらせていただきたいなと思っております。

新町長がこれから各市町村、４首長さんと話し合いながら、また高度医療の病院をつくっていこうということでございます。

私はもう１点、この１点を質問しようかしないかということを迷ったんです

けれども、この前の広報のとを見て、新看護婦さん、新しい看護師さん、その方々が７名、宇出津病院に新規として勤められたと。あの人たちの言葉、本当に私たち、私も患者として宇出津病院に通院しております。そのときに、あの看護師さんのこれから夢に向かって看護師の仕事をしていこうという、あのすばらしい言葉。７名の方、みんなコメントしておりましたけど、皆さん患者さんのために頑張ろうという、一言でいえばそういうような言葉でした。その言葉を無にしないように、新しい病院で、人間も私たちも高度医療の病院に通院して、それからまた緊急の問題とかいろんな問題があると町長は言われましたけれども、またそういうことで、一人でも奥能登の人たちが長生きして、豊かな健康寿命を延ばしていただきたいなと思っております。

それで私は今回の３点の質問を終わります。

議長、終わります。

議長（金七祐太郎）

以上で、１３番　志幸議員の一般質問を終わります。

休　　憩

議長（金七祐太郎）

ここでしばらく休憩いたします。

１５時３５分から始めたいと思いますので、よろしくお願いします。（午後３時２２分）

再　　開

議長（金七祐太郎）

会議を再開いたします。（午後３時３５分再開）

次に、１２番　向峠議員。

１２番（向峠茂人）

いよいよ６月定例会の一般質問も最後となりました。８番目でございます。

朝から聞いていますと、いろいろな発言を聞いて、なるほどなという面もあったし、えっというのもありましたけど、今日は、町長選が終わって初めて吉田町長と目を合わせてしゃべる。初めてやね。そういうわけで、ひとつお手柔らかにお願いします。

いろいろと頭に考えていたんですけど、志幸議員の立派な質問に、私はやっ

ぱり志幸議員の前にやるべきだったなと思って失敗しています。だけど勉強になりました。

だけど、合葬墓じゃないですけど、実は発災以来１年と５か月たちました。私も当目の山からここへ出てくると、すごく民家がなくなってしまいました。私の在所も２６軒ありましたけど、現在は１１軒です。１５年前に建てたお宮さんも、天井が傷んだまま、畳がぬれたまま。総代は全部外へ出ていますので、お祭りもできません。

そういうわけで、まだまだ建物には被災が残りますけど、住民はいたって元気です。ここに残らななならんという、そういう意思を持った人たちが残っていますし、冒頭、町長の説明もあったけど、なりわいの仕事で、米の値段がいいから何とかしてやらにゃと。だから私のところも田んぼ１枚あるとすると３分の１以上使えんですけど、何とか中あぜつけて、茂人、田んぼできるようにやってくれと。そして仕事も私もやって、私の田植えも今年２週間遅れました。何とか植えました。それは余談ですけどね。

そこで話は飛びますけど、先般の新聞報道でもありました。奥能登６首長の要望が国会内であり、前岸田総理との会議を持ったと聞いています。町長、よろしいですか。

その国会内で開かれた岸田総理との勉強会において、お尋ねします。我が町の現状報告とこれからの要望、提言を国政の中心へ届ける絶好の機会であったかと私は思いますが、町長は１万４，０００能登町民を代表されて、そこで何を発言されたのか。その内容をぜひ聞かせていただきたいと思います。

また、その中に、なりわい再建支援について発言されたのか、大変気になっているところでもあります。店舗を復旧させたいと思いはあっても、なりわい再建支援の補助金を受けられない事業者の方もいるとお聞きしております。補助金の対象外になる業種は何か、具体的に教えていただきたい。

さらに、その補助金の対象外となる事業者の救済について、会議の中で発言されたのかもお答えいただきたいと思います。

議長（金七祐太郎）

吉田町長。

町長（吉田義法）

冒頭、向峠議員が、私と目を合わせて話をしていただいたことに大変うれしく思います。選挙が終わった後、何度も私はお話をしたかったんですが、目を合わせていただくことがなく、これからも一般質問以外にも目を合わせてお話ししていただければなと思います。

それでは、ご質問に答えたいと思います。

５月１４日の会議ですけれども、先ほど向峠議員もおっしゃいましたけれども、私は別の全国規模の会議に出席しておりました。その際、被災地の首長も出席しておりまして、岸田元首相や県内の国会議員の皆さん等に要望を行う形式で開かれた会議でありました。

名称を「能登半島地震を踏まえた“被災者目線”での震災対応を実現する議員の会」という名称で開かれておりました。衆議院第二議員会館で開催され、私を含めて県内６市町の首長が出席をいたしました。

持ち時間は３分でありましたので、訴えることは限りなく短く、３分のルールを守られない方もおいでましたけれども、私は３分のルールをしっかり守ろうと思いました。

いろんなことをお話ししたかったんですけれども、被災者生活再建支援制度について、そして災害公営住宅について要望いたしました。要望の概略といたしましては、被災者生活再建支援金の支給額について、１人世帯と２人世帯で差があることの解消と、支給額を罹災判定による定額から補修する場合は補修費からの割合に変更すること、そして災害公営住宅の払い下げをしやすくするよう制度の見直しをお願いすること、この３点でありました。

また、なりわい再建支援補助金の対象外となる業種につきましては、暴力団または暴力団員と県税に未納のある者、特定の風俗営業事業者、任意団体、そして宗教団体、地方公共団体などとなっております。

これらの業種のうち、接客を伴う飲食店の営業許可を取得している事業者の救済につきましては、会議の席上では申し上げておりませんけれども、個別で要望をしております。そのほかについても、この場では申し上げられませんでしたけど、ほかの別の場所で要望をいたしております。

ご理解をお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

１２番　向峠議員。

１２番（向峠茂人）

６市町の首長と十分な時間を取っての会議だったと想像していたけど、たった３分じゃラーメンも食えんね。それじゃ時間外にまた対応されたということですから、また機会あるごとに全協等でもお話しいただければいいかなと思います。

なりわいの件ですけど、私は特に、最近カラオケも歌ってないし、そういうなりわい再建を大変早く、再生、復活してほしいなと思います。

なぜかというと、こっちへ復旧・復興に来ておいでる県外の方々もそういう場所がないと、大変当初は訴えがありました。最近はあまり聞かなくなったとはいえ、当柳田については特段店が増えたわけでもないけど、何とかやっているのかなと想像しています。

そういうこともないと、家庭へ入って閉じ籠もっていると、幾らきれいな奥さんでも見慣れるとうっぷんがたまりますから、そういうところで息を伸ばしたいなという、そういうこともあるのか知りませんけど、そういう声があるのも事実ですので、ぜひ町長もそういうことを念頭に置いて、なりわいの事業に積極的に、この業種、ほかの業種もありますけど、ぜひ積極果敢に関わっていただきたいと思います。

それでは次の質問に行きます。

去年の発災後からですけど、前回の大森町長のときも私はこの質問をしました。

被災施設の整備の見通しはという質問要旨を書きましたけど、当時の当初の３月議会の質問でしたけど、そのときは明確な答弁はもらっていませんでしたけど、ここでちょっと繰り返しの質問になりますけど、述べてみたいと思います。

令和６年能登半島地震により、私たちにとっては大切なたくさんの物や人が破壊、なくなり、現在も元の姿に戻っておりません。

公共施設につきましては、全国の自治体から大勢の職員を派遣いただき、復旧に取り組んでいることは存じ上げておりますが、一方ならぬご協力には感謝の念にたえないところであります。

さて、この公共施設の中でも、今回お聞きしたいのは、先ほど申したとおり３月議会においても質問しましたけど、国民宿舎能登やなぎだ荘、能登健康福祉の郷なごみ、内浦総合運動公園の施設を復旧させるには、どれくらいの費用がかかるのか。また、いつ頃復活することができるのか、具体的な年月日をお答えいただきたいと思います。

議長（金七祐太郎）

吉田町長。

町長（吉田義法）

それでは、向峠議員の質問にお答えします。

まず被災施設について、それぞれの現状と今後の見通しをご説明いたします。

国民宿舎能登やなぎだ荘ですが、入浴営業は昨年５月より再開しております。宿泊については、災害復旧事業を円滑に進めるため、公費解体事業者を優先的

に受け入れており、の現在はまだ一般客への宿泊は開放しておりません。また、宴会場のあった別館は全壊状態であるため、今回の定例会に解体工事費を補正予算計上したものであります。

順次復旧を進めて、できるところから一般開放も再開させたいと考えておりますが、宴会場を含めて全て元に戻せるかどうかは、多方面から考える必要があります。やなぎだ荘自体が建設から５０年近く経過しており、改修や今後の維持には多額の費用が必要となること。同様に老朽化が進むほかの公共施設もあることから、復旧と並行して町の公共施設全体的な検討も必要であり、施設の複合化や集約化、民間事業者の誘致も視野に入れながら公共施設の復旧や再整備について考えてまいります。

次に、なごみであります。

復旧建築費については、施設を全て震災前と同様に復旧する場合は約１０億円以上かかる見込みであります。今後の復旧につきましては、被害の大きいプール、浴場は解体の方向で考えております。また、比較的被害の少なかった交流棟については、ボランティア団体が当面の間使用することとなっております。

運動公園につきましても質問されました。

最後に、内浦総合運動公園でありますけれども、能登半島地震により発生した津波で公園全体が浸水しました。公園内の主な施設で、体育館、野球場、陸上競技場、そして第２体育館等がありますが、全ての施設が地震と津波浸水により被災しております。

その中で被害の少なかった第二体育館は、応急復旧し、現在使用可能で一般開放もしておりますが、そのほかの施設は被害も大きく、使用できておりません。

また、この場所は津波浸水区域であるため、同じ場所で復旧するのか、移転し新たに建設するのか、施設の統廃合も含め、今年度中に方針を決める予定であります。

今のところ、体育館については柳田小学校体育館、能都第二体育館、能都中学校小木校舎体育館を一般開放しており、町民の通常利用には対応しております。

復旧に幾らかかるかにつきましては、先ほどの方針が決まり次第、算出し、お伝えしたいと考えております。

なごみと内浦総合運動公園については、実際に私が勤務したことがある施設でありますし、やなぎだ荘については何度もお世話になった施設であります。どの施設も町民の皆さんにとって必要な施設であるということは十分承知しております。今後どのように復旧するかは、しっかりと考える必要があると思っておりますので、どうぞご理解をいただきたいなと思います。

議長（金七祐太郎）

１２番　向峠議員。

１２番（向峠茂人）

今ほど町長が答弁されたことは、復旧・復興は１年や２年でできるはずは、私はできないのは分かりますけれども、先ほど申したとおり当町の公共施設がたくさんある。その中の再整備に対しての会議というものを構築するらしいですけど、早くその会議を構築して、そこでできるだけ早く、先ほどの質問にもありましたけど、明確な数字、目標がないと。これは私、３月の大森町長に言ったけど、住民は、いつまでたったらどうなるんやと、生活のめりはりがなくなるので、厳しいとは思いますけど、公共施設再整備の会をつくって、できるだけ早い年月日を提示していただくよう鋭意努力されていただきたいと思います。

これはどれだけ問いかけても、なかなか答えが出るもんじゃないですけれども、恐らく町長も、なごみについては、はよせい、はよせいという議員時代の一般質問もありましたから、恐らく私が一々ここで繰り返さんでも、この施設については同様な考えを持っておいでると思いますので、ぜひとも前向きで、一歩でも一日でも早い明確な数字を設定できるようにお願いいたしたいと思います。

次です。

町長も議員時代、いろいろと一般質問等において、大森町政の提示した案件に対しては反対等を述べた案件が幾つかあります。

その中で、私はその一つとして、明確に反対した件は、その一つに、白丸郵便局については、町長の一般質問の質問においては、当町においてそういったものは必要ないということを改めて申し上げますと発言していますが、白丸郵便局を震災遺構として残すのか、町長の議員時代の発言からすると中止するものと考えていますが、その真意のほどをご説明いただきたいと思います。

議長（金七祐太郎）

吉田町長。

町長（吉田義法）

ただいまの向峠議員の質問にお答えをいたします。

白丸郵便局の震災遺構につきましては、昨年１０月の全員協議会や３月議会の一般質問において、壊れたまま残すことは住民の皆さんを傷つけることにな

らないか、また景観を損ねないか、将来の負の遺産になるのではないかと、そういった思いで、必要ないのではないかという発言をいたしました。これは今も変わっておりません。同じ意見を持っております。

町長就任後、事業担当課から県観光連盟、能登６市町が連携して、いしかわ震災学習プログラムを作成し、修学旅行や震災ツーリズムの誘致活動を行い、その中のプログラムの一つとして白丸郵便局が掲載され、津波の脅威を伝える能登町唯一の体験プログラムとなっているとの説明を受けました。

この白丸郵便局を震災遺構として残さないということになると、能登町には遺構が一つもなくなりまして、観光客の誘致にもつながらないというようなところを感じました。そのため、残すことは反対です。反対ですが、震災遺構として、その必要性については理解をできました。

ただ、被災した木造家屋でありますので、半永久的に保存するという思いはありません。まずは１０年をめどに考えていきたいなと思っております。

現時点の事業進捗状況について説明しますと、令和６年度予算において、県復興基金事業の震災遺構候補仮保存支援事業を活用して、白丸郵便局の劣化を防ぐためのシート養生を行っております。

本年４月25日には白丸公民館において、地元白丸地区の皆さんに対し事業説明を実施し、１８名の方から様々なご意見をいただいたと聞いております。説明会の中で全世帯の意向調査を実施してほしい旨の発言があり、私からもアンケート調査の指示をいたしました。５月に入りまして、白丸地区全世帯に震災遺構保存整備事業の賛否についてアンケート調査を行いました。

地区住民の方によりますと、もう残すという話じゃないのかと。もう決まっているのに何のためにアンケート調査を行うんだというような方もいらっしゃいましたけれども、まず地区住民の皆さんがどう考えているのかということでアンケート調査を行いました。

その結果は、回答率９２．２％の５９世帯で、そのうち賛成が２０世帯、どちらでもよいが３０世帯、反対が９世帯でありました。どちらでもよいという３０世帯につきましては、どちらか決めてほしいというようなことであれば、もう少し違った結果が出たのかなと思いますけれども、一応こういう結果が出ました。

こういった結果が出ましたが、津波の入った地区、その地区でのアンケート結果は、若干ですけれども反対が多かったというふうになっておりました。

アンケートでは、賛否のほか、反対のご意見や安全面の配慮など事業に対するご意見を頂戴いたしました。

アンケートに一枚一枚、目を通しました。その一枚一枚に住民の皆さんの思いを感じました。これらの意見に配慮しながら、今後、震災遺構の整備を進め

ていきたいと考えております。

議長（金七祐太郎）

１２番　向峠議員。

１２番（向峠茂人）

町長の白丸郵便局の震災遺構の件ですけど、アンケートの結果も聞きました。だけど頭越しに強いことを言うつもりじゃないけど、一応公の前に反対という、そういうのをしたからある。議員の中には恐らくこれは中止になるだろうと思った人もおるし、町民の中にもおります。だけど、いろいろな諸条件が出てきて状況が変わってきたと。それも分かります。

残す残さんはいいけどね、やっぱり自分の考えと、今でも反対だとは言っているけど、きちっとそういう遺構を残すように進めていくならば、そこで自分の気持ちは気持ちとして、こういう方向になりましたと町民、議会にもきちっとわびを入れるというか、説明責任はあってしかるべきかなと思います。

先ほど５番議員も申していましたけど、言った言葉に責任を持っていかんと。何でもかんでもアドバルーンを上げればいいというものじゃないですよ。

このときは大変僭越ですけど、町長はそのとき議員だったけど、町長に出るという前提の中で町民受けのいいことを言ったかもしれません。間違っているかもしれないよ。そこは私の考えですからね。そういうこともややもすれば考えられます。

だけど今では、一議員も大事ですけど、町長なんですから、言った言葉は全面的に責任を持たなならんし、職員の過ちも自分の責任になるんですから。

そんなことは私が一々言わんでも十分ご認識されていると思いますけど、先ほどの職員の横領の面もありますけど、そういうことを含めて言動には気をつけていただきたいと思います。

もちろん私もそうです。気をつけます。そういうことです。

それと次の質問にありましたけど、先ほど１０番議員の質問と答弁されていますので、私はちょっとそれに触れます。

佛子園は輪島のマリンタウンでオープンされて大変にぎわっているそうです。宇出津でも、佛子園の中には先ほど言った食堂、お風呂が格安で提供されるそうですけど、同様の施設が現在宇出津で唯一残っている銭湯が地震から何とか立ち直って、常連の皆さんと喜んでもらっているそうです。

手元に資料を持ってきていませんが、公衆浴場の設置を許すには、３００メーター以内に同業者の建物は建てられないという規則があったかと記憶しているんですが、その点、大丈夫なんですか。佛子園がそういうお風呂をやるとい

うことは。

議長（金七祐太郎）
　山下総務課長。

総務課長（山下栄治）
　それでは、今いただきました向峠議員のご質問の内容につきましては、当然、事業主体である佛子園のほうにおいて、そういった規制等をクリアされておるから今の事業計画がなされる。あの場所でそういった浴場も併設した施設を建設する計画になっておると思います。
　すみません、私、３００メーター規制云々というところはちょっと分かりかねておる、明るくないもので、今即答はできませんけれども、当然そういった規制はクリアされて今の事業が進められておると認識しております。

議長（金七祐太郎）
　１２番　向峠議員。

１２番（向峠茂人）
　総務課長の答弁では、精査したわけではないですけれども、恐らく佛子園ではクリアされていると、想定ですね。ぜひ当事者に会って確認されたほうがよいと思います。
　これ以上、何だかんだと問題を起こしてほしくないですよ。町長。そういう面は恐らくクリアされていると思いますけど、これから能登町から発信されるニュースは、いいニュースであることを私は期待します。
　しどろもどろの質問になったけど、まだ１３分あります。
　最後ですので、議長、町長は議員時代に向峠議員、何か一句とよう言ったね、私に。覚えていますか。お言葉に甘えて。恐らく誰か言うと思ったら、４番議員もどんなげねと言うさけ、今朝、家を出るときにちょっと浮かびました。ちょっと詠んでみますね。
　つばくろに教わりたいや子育てを。
　つばくろ、分かりますね。ツバメです。
　つばくろに教わりたいや子育てを。
　私の家も古い家で、ツバメをずっと何十年前から入れています。ところがここ１０年ほど前からカラスが入ってくるんですよ。だからうちのお母さんは玄関の戸を閉めて、網戸を２０センチほど破って、ツバメはすっすっと入るんです。それはそれでいいんです。

今、４つ巣をつくっています。そして餌を取ってくると、４匹か５匹おるね。ちゅっちゅっと、うまいこと見ておると代わりばんこに餌やるんです。

何でこういうことを言うかというと、この間も事故を起こした車に子供２人置いてとうとが逃げたというニュースがありましたね。それから、安易に実の子供の命を自ら母親が奪ったり。

そういうことを考えると、動物、つばくろを見ると、もっとあの姿を教わるべきじゃないかと、私は率直にそう思いますよ。

これはまた例えになりますけど、町長も能登町のつばくろにならないと駄目ですよ。みんな口開けて待っているんだから。少しずつでもいいさけ、いい情報、いいものを提供していくようなことをやっていかんと。

自分の家につばくろは入っていますか。私の死んだばあちゃんは、ツバメと人の出入りせん家は駄目だと、それを強く言われました。そのときは玄関は、その間は戸は開けっぱなし。泥棒もいなかったし、入っても取るものもないし。だから私は犬とツバメは、猫もそうですけど。

そういうわけですので、つたない五七五になりましたけど、子育てを思い出してやれば、少子化対策に少しは役立つんじゃないかと。安易な考えです。

いろいろ支離滅裂な質問になりましたけど、先ほど話は変わりますけど、今日しっかりと町長の顔を見て話ししましたから、できるだけ機会あるごとに目を見て話したいと思います。

そういうわけで、最後に至らん質問になりましたけど、これで終わります。

議長（金七祐太郎）

以上で、１２番　向峠議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

お諮りします。

一般質問が本日で全部終了しましたので、６月１６日を休会としたいと思います。

これを日程に追加し、追加日程第１とし、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

よって、休会決議を日程に追加し、追加日程第１として、直ちに議題とすることに決定しました。

休会決議について

議長（金七祐太郎）

追加日程第１「休会決議」を議題といたします。

お諮りします。

６月１６日を休会とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

したがって、６月１６日は休会とすることに決定いたしました。

次回は、６月１７日午前１０時から会議を開きます。

散　　会

議長（金七祐太郎）

本日は、これにて散会いたします。

散　会（午後４時１２分）

開　会（午前１０時００分）

開　　議

議長（金七祐太郎）

ただいまの出席議員数は、１３人で定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

議案上程

議長（金七祐太郎）

日程第１、議案第５５号「令和７年度能登町一般会計補正予算（第１号)」から、日程第９、陳情第１号「ひきこもり基本法制定についての陳情書」までの町長提出議案７件、請願１件、陳情１件、以上９件を一括議題とします。

常任委員会に付託審査をお願いしました案件のうち、ただいま議題となっております案件について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長報告

議長（金七祐太郎）

予算常任委員会　志幸委員長。

予算常任委員長（志幸松栄）

予算委員長の志幸でございます。おはようございます。

予算常任委員会に付託されました案件の審査結果について、皆さん、ご報告いたします。

議案第５５号　令和７年度能登町一般会計補正予算（第１号）

以上１件は、原案のとおり全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（金七祐太郎）

次に、総務産業建設常任委員会　馬場委員長。

総務産業建設常任委員長（馬場等）

おはようございます。

それでは、総務産業建設常任委員会に付託されました案件の審査結果についてご報告いたします。

議案第５６号　能登町本社機能立地促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第５７号　能登町水道法施行条例の一部を改正する条例について

議案第５８号　請負契約の締結の変更について

議案第５９号　財産の取得について

議案第６０号　財産の取得について

以上５件は、原案のとおり全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、

請願第１号　能登町大平地区の上水道設備移管に関する件

の審査結果についてご報告いたします。

令和７年６月３日に紹介議員である小浦肇議員からの趣旨説明を受け、６月１１日及び６月１３日に委員会を開催し、執行部からの意見を聴取した上で、現地を視察しました。

その結果、地域の実情と現地の状況から、当委員会としては採択すべきものと決定いたしました。

以上をもって審査報告を終わります。

議長（金七祐太郎）

次に、教育厚生常任委員会　市濱委員長。

教育厚生常任委員長（市濱等）

おはようございます。

教育厚生常任委員会に付託されました案件の審査結果についてご報告いたします。

議案第６１号　財産の取得について

以上１件は、原案のとおり全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、

陳情第１号　ひきこもり基本法制定についての陳情書

以上１件は、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（金七祐太郎）
　以上をもって、ただいま議題となっております付託議案の各常任委員会委員長の報告を終わります。

質　　疑

議長（金七祐太郎）
　これから、委員長報告に対する質疑を行います。
　質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）
　質疑なしと認めます。
　これで質疑を終わります。

討　　論

議長（金七祐太郎）
　これから、討論を行います。
　討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）
　討論なしと認めます。
　これで討論を終わります。

採　　決

議長（金七祐太郎）
　これから、採決を行います。
　採決は起立によって行います。
　お諮りします。
　議案第５５号「令和７年度能登町一般会計補正予算（第１号）」

の１件に対する委員長報告は、原案可決です。
委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（金七祐太郎）
起立全員であります。
したがって、議案第５５号の１件は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第５６号から議案第６１号までの６件を一括して採決します。
お諮りします。
議案第５６号「能登町本社機能立地促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」
議案第５７号「能登町水道法施行条例の一部を改正する条例について」
議案第５８号「請負契約の締結の変更について」
議案第５９号「財産の取得について」
議案第６０号「財産の取得について」
議案第６１号「財産の取得について」
以上６件に対する委員長報告は、原案可決です。
委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（金七祐太郎）
起立全員であります。
したがって、議案第５６号から議案第６１号までの以上６件は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、請願第１号の１件を採決します。
お諮りします。
請願第１号「能登町大平地区の上水道設備移管に関する件」
の１件に対する委員長報告は、採択です。
委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（金七祐太郎）
起立全員であります。

したがって、請願第１号は、委員長報告のとおり採択されました。
次に、陳情第１号の１件を採決します。
お諮りします。
陳情第１号「ひきこもり基本法制定についての陳情書」
の１件に対する委員長報告は、採択です。
委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（金七祐太郎）
起立全員であります。
したがって、陳情第１号は、委員長報告のとおり採択されました。

日程の追加

議長（金七祐太郎）
次に、本日、町長提出議案が２件、議会提出議案１件が提出されております。
以上の３件を日程に追加し、追加日程第１、追加日程第２、追加日程第３として、直ちに議題にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）
異議なしと認めます。
よって、議案第６２号、議案第６３号、発議第１号を日程に追加し、それぞれ追加日程第１、追加日程第２、追加認定第３として、直ちに議題とすることに決定しました。

議案第６２号、議案第６３号

議長（金七祐太郎）
追加日程第１、議案第６２号「請負契約の締結について」及び追加日程第２、議案第６３号「財産の取得について」の２件を一括議題といたします。

提案理由の説明

議長（金七祐太郎）

町長から提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

町長（吉田義法）

先ほどは、今定例会で提案いたしました議案について、いずれも原案のとおり可決をいただき、誠にありがとうございました。

それでは、本日、追加提案させていただく議案２件の提案理由について、ご説明をさせていただきます。

議案第６２号「請負契約の締結について」は、令和７年度能登町消防団小木分団詰所建設工事（建設）におきまして、去る６月６日、制限付一般競争入札を行いましたところ、５，２６２万４，０００円で、能登町字松波の株式会社西中建設が落札いたしましたので、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第６３号「財産の取得について」は、消防ポンプ自動車１台を取得するため、去る６月１０日、指名競争入札を行いましたところ、２，６９５万円で、七尾市の長野ポンプ株式会社が落札いたしましたので、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、本会議に追加で提出させていただきました議案の提案理由をご説明させていただきました。

議員各位におかれましては、慎重なる御審議をいただき、適切なるご決議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（金七祐太郎）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質　　疑

議長（金七祐太郎）

ただいま議題となりました議案第６２号及び議案第６３号の２件の審議方法についてお諮りします。

議案第６２号及び議案第６３号の２件の審議方法は、全体審議としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

したがって、議案第６２号及び議案第６３号の２件は、全体審議とすることに決定しました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討　　論

議長（金七祐太郎）

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採　　決

議長（金七祐太郎）

これから、採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

議案第６２号「請負契約の締結について」

議案第６３号「財産の取得について」

以上２件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（金七祐太郎）

起立全員であります。

よって、議案第６２号及び議案第６３号は、原案のとおり可決されました。

発議第１号

議長（金七祐太郎）

次に、追加日程第３、発議第第１号「ひきこもり支援に関する法整備を求める意見書」の１件を一括議題といたします。

提案理由の説明

議長（金七祐太郎）

提案理由の説明を求めます。

８番　市濱議員。

８番（市濱等）

本日、議会提出議案として上程する発議第１号「ひきこもり支援に関する法整備を求める意見書」の提案理由を述べさせていただきます。

ひきこもりは、いわゆる８０５０問題に象徴されるように、長期化、高年齢化が深刻な社会問題となっている。ひきこもり支援に関した法整備については、子ども・若者育成支援推進法、生活困窮者自立支援法などがあるが、それぞれの法の隙間で支援を受けることができないケースが生じている。

ひきこもりを社会全体で取り組むべく、支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本法の整備を国に強く要望する。

以上、本趣旨をご理解いただき、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（金七祐太郎）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質　　疑

議長（金七祐太郎）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討　　論

議長（金七祐太郎）

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採　　決

議長（金七祐太郎）

これから、採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

発議第１号「ひきこもり支援に関する法整備を求める意見書」の１件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（金七祐太郎）

起立全員であります。

よって、発議第１号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議第１号に係る意見書の提出先、処理方法につきましては、議長に一任願います。

休会決議

議長（金七祐太郎）

日程第１０、「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

明日から、能登町議会の会期等に関する条例第２条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

したがって、明日から、能登町議会の会期等に関する条例第２条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会とすることに決定しました。

以上で、令和７年第４回能登町議会６月定例会議に付議されました議件は全部終了しました。

閉会の挨拶

議長（金七祐太郎）

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

町長（吉田義法）

令和７年第４回能登町議会６月会議の閉会に当たり、一言述べさせていただきます。

議員の皆様には、今回提出いたしました議案に対し、いずれも原案どおりご同意をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

さて、４月３０日、任期満了により自衛官募集相談員を退任されました出島健二様には、３期６年の長きにわたり、自衛官の確保という、少子化の中で困難になりつつある重要な役割を担っていただきました。退任されます出島様には心より感謝申し上げますとともに、ご退任後も健康に留意され、今後とも町の発展にご支援を賜りたいと考えております。

また、６月から大分県出身のタカサキチハルさんを新たに地域おこし協力隊

員として迎えました。タカサキさんには、柳田植物公園を拠点として、観光振興イベントの企画など町を盛り上げていただけますよう、ご活躍を期待しております。

このように、町の維持発展には、町内外の様々な分野の方々のお力添えが不可欠でございます。これからも町、県、国、各種関係団体、そして町外の支援者、町民の皆様と一丸となり、２つの大災害からの復興と発展に向かっていきたいと考えていますので、ご理解、ご協力をいただきますようお願いを申し上げまして、挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

散　　会

議長（金七祐太郎）

以上で、本日は散会いたします。

お疲れさまでした。

散　会（午前１０時２２分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、個々に署名する。

令和７年６月１７日

能登町議会議長　　金　七　祐太郎

会議録署名議員　　鍛治谷　眞　一

会議録署名議員　　松　本　光　雄